



**東北学院大学／西南学院大学**  
**2022年度（第3回）**  
**相互評価実施報告書**

2023年3月

## 目 次

1. まえがき	1
2. 2022 年度（第 3 回）相互評価実施要領	2
3. 東北学院大学と西南学院大学との相互評価に関する協定書	4
4. 内部質保証に関する点検・評価報告書、提出資料一覧、評価結果	5
4-1. 点検・評価報告書／東北学院大学	5
4-2. 提出資料一覧／東北学院大学	19
4-3. 東北学院大学に対する評価結果	21
4-4. 点検・評価報告書／西南学院大学	28
4-5. 提出資料一覧／西南学院大学	42
4-6. 西南学院大学に対する評価結果	44
5. 2022 年度相互評価総括	50
5-1. 両大学担当部署・評価委員による振りかえり	50
5-2. 両大学執行部・評価委員による振りかえり	57
5-3. イベント開催記録（2018 年度～2022 年度）	65
6. あとがき	66

## 1. まえがき

### 2022 年度（第 3 回）相互評価を終えて

東北学院大学

学長 大西 晴樹

東北学院大学と西南学院大学は、両大学における内部質保証の水準の向上、自己点検・評価の客観性の担保を目的として、2018 年 11 月 30 日に相互評価に関する協定を締結しました。

第 1 回となった 2020 年度は、「大学基準 9. 社会連携・社会貢献」に位置づけられる「ボランティア活動」をテーマとして実施しました。2021 年度の第 2 回目となる相互評価では、「大学基準 4. 教育課程・学習成果」をテーマとして、学位授与方針に明示した学生の学習成果の適切な把握及び評価、教育課程及びその内容や方法の適切性の定期的な点検・評価について相互評価を行いました。並びにその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対策として講じた遠隔授業などの取り組みについても、相互に点検・評価を行いました。

第 3 回目となる 2022 年度相互評価は、第 3 期認証評価期間の中心となる「大学基準 2. 内部質保証」をテーマといたしました。教育を中心とした内部質保証システムが、「機関レベル」「学部及び研究科における教育プログラムレベル」「教員、授業レベル」において機能的有効性をもっているかを客観的な視点で相互に検証することで、それぞれの大学において長所として伸ばさせるべき事項と、改善を要する事項を把握できました。大学内部のみでは気づきにくい長所及び改善事項を相互に伝えることで内部質保証体制の更なる向上と学修者本位の教育へとつなげようとしています。

2021 年度及び 2022 年度の相互評価では、点検・評価報告書に対する書面での質疑応答に加え、オンラインでの質疑応答ヒアリングと担当者・大学執行部間での総括を実施しました。第 3 期認証評価期間において重要な「大学基準 2. 内部質保証」と「大学基準 4. 学習成果・教育課程」において相互の教育活動に対するより精緻な評価を実施することができたと言えます。教育を中心とした内部質保証や「なにを学び、身につけたか」学修者が自らの言葉で説明できるよう不断の教育改革を続ける両大学の強い意思です。

2020 年度から 3 回に及ぶ相互評価においては、西南学院大学における点検評価報告書から多くの学びと気づきを得ることができました。九州と東北の離れた地にあっても、キリスト教教育を柱とした建学の精神、教育の理念・目的を同じくする大学間における連携は、相互の大学にとって学生の学びをよりよいものとするを目的とすることによって変わりではなく、2024 年度のそれぞれの大学の認証評価受審に向けた大きな成果ともなりました。

2023 年 2 月 16 日に開催された両大学執行部の総括において、引き続き相互評価のみならずこの取り組みをさらに強化するために「東北学院大学と西南学院大学の内部質保証のための共同 I R に関する協定書」を締結することを確認いたしました。両大学のつながりがさらに波及・深化していくことにより、学生同士の学修成果の可視化を通じた進路・就職に関する連携など大きな発展を遂げていくと確信しており、今後、両大学の継続的な発展と更なる向上に繋がっていくことを強く願っています。このような相互評価を実施できたことにつきまして、両大学の関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

以上

## 2. 2022年度（第3回）相互評価実施要領

### (1) 相互評価全体の流れ（スケジュール）

2022年度(第3回)相互評価については、以下のスケジュール表のとおり実施します。

ただし、本スケジュールは、両大学の自己点検・評価の進捗状況に応じて柔軟に対応できるものとします。

	2022年										2023年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東北学院大学	評価委員選出・報告												
	↑		点検・評価関係資料（根拠資料含む）提出				書面評価						
			質疑集約		質疑応答		評価						
									評価結果通知				
				↓			↑			総括（担当者・執行部）			
											結果公表		
												結果公表	
	西南学院大学									↑	総括（担当者・執行部）		
												評価結果通知	
											書面評価		
										質疑集約		質疑応答	
										評価			
	点検・評価関係資料（根拠資料含む）提出												
	評価委員選出・報告												

### (2) 評価委員の選出及び報告について

評価委員は、両大学それぞれ教員2名、職員1名を選出してください。

評価校事務局は、評価委員選出後、2022年5月末までに被評価校へ報告してください。

### (3) 自己点検・評価について

両大学は、各年度の「点検・評価項目」ごとに「評価の視点」を参照して自己点検・評価を行います。（点検評価報告書の記載方法は、別に定める。）

### (4) 点検評価報告書の受渡しについて

被評価校は、2022年8月末までに評価対象年度の点検評価報告書、根拠資料一覧および根拠資料を評価校事務局へ電子データおよび郵送（4セット）にて送付してください。点検評価報告書を受領した事務局は、自大学の評価委員へ共有してください。

### (5) 評価方法について

2022年度(第3回)相互評価における評価方法については、両大学が作成した評価対象年度の点検評価報告書、根拠資料一覧および根拠資料に基づき、被評価校は評価校から選出された評価委員により、「評価者の観点」を参照した書面評価を受けることとします。

## (6) 評価項目について

書面評価の対象となる項目は、大学基準協会の定める大学基準「2. 内部質保証」の全ての点検・評価項目とします。

《評価項目》

大学基準「2. 内部質保証」

- ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
- ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
- ③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
- ④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

## (7) 評価結果の作成及び質疑応答期間について

評価委員は評価結果を作成後、2022年11月末までに両大学の事務局まで電子データをお送りください。

なお、評価委員は評価結果の作成にあたり点検評価報告書の内容に質問等がある場合は、2022年9月末までに質問リストを被評価校事務局に提出し、被評価校事務局は2022年10月末までに評価校へ回答することを原則とします。併せて、両校からの質疑応答が出そろいしだい、評価委員及び担当事務局間で、質疑回答を踏まえたさらなる質疑、質問の意図の再確認や、それを踏まえた再回答などを行う「質疑応答ヒアリング」の実施を予定しています。

## (8) 評価結果の公表について

評価結果の公表については、前書き、後書き、相互評価実施要領、内部質保証に関する点検・評価報告書及び評価結果等を取りまとめ、2023年3月末までに両大学のホームページで公表します。

## (9) 総括の実施について

2022年度(第3回)相互評価結果を両校で取り交わした後に、両大学の執行部、評価委員及び事務局において、評価結果の講評、次年度以降に向けた課題整理を行います。総括は担当者レベル(評価担当者と事務局、関連部署)及び執行部レベル(学長、副学長と評価担当者、事務局)で2回実施する予定です。

以上

### 3. 東北学院大学と西南学院大学との相互評価に関する協定書

#### 東北学院大学と西南学院大学との相互評価に関する協定書

東北学院大学と西南学院大学（以下、「両大学」という。）は、相互評価に関する協定を以下のとおり締結する。

##### （目的）

第1条 両大学は、両大学における内部質保証の水準の向上を目指し、自己点検・評価の客観性を担保することを目的とする。

##### （内容）

第2条 相互評価に関する評価項目、方法、時期、公表等については、両大学において協議し決定する。

##### （秘密保持）

第3条 両大学は、相互評価で知り得た情報に関し第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。

##### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、両大学の学長が署名した日から2022年3月31日までとする。

2 本協定の期間満了の日から2か月前までに、両大学いずれからも書面による申し入れがない場合は、3年間更新されるものとし、以後も同様とする。

##### （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、両大学は協議し決定するものとする。

2 本協定の条項の解釈及び運用上の疑義については、両大学は協議し解決するものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、両大学の学長が署名の上、各大学で1通を保有する。

2018年11月30日

2018年11月30日

東北学院大学

西南学院大学

学長 松本宣郎

学長 Karen J. Scheffner

4. 内部質保証に関する点検・評価報告書、提出資料一覧、評価結果

4-1. 点検・評価報告書／東北学院大学

**東北学院大学/西南学院大学**

**2022 年度\_相互評価**

**(大学基準2) 内部質保証に関する  
点検・評価報告書**

**東北学院大学**

**2022 年 8 月発行**

## 【内部質保証】

### (1) 現状説明

#### 点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点①：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

#### 〈内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示〉

本学は、大学の社会的役割である教育、研究及び社会貢献に関わる諸活動の質が、社会的期待及び本学の目的・目標からみて一定水準に達していることを自らの責任で証明・説明することを目的に「内部質保証に関する基本方針」を2015年3月に制定し、大学ホームページで公表している（根拠資料2-1【ウェブ】）。この方針は、6つの基本方針から構成されており、①内部質保証の本質は、自己点検・評価の実質化であること、②内部質保証はシステム化されなければならないこと、③内部質保証の中核となるのは、教育の質保証であること、④教育の内部質保証は、3つのレベル（大学全体、カリキュラムなど教育プログラム、授業）で行われなければならないこと、⑤教育の内部質保証では、教育成果が重視されなければならないこと、⑥内部質保証システムは、外部に開かれていなければならないこと、を基本的な考え方として定めている（根拠資料2-1【ウェブ】）。

また、この基本方針に基づき、内部質保証のための体制と手続に関して必要な事項を「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」に定めている。本規程における内部質保証の定義として、「内部質保証とは、大学が教育、研究及び社会貢献並びにそれを支える管理運営及び財務に関わる業務について、自己点検・評価等を踏まえて質的向上を図り、大学に求められる社会的期待並びに自己の定める目的及び目標からみて、それらの業務が一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明する恒常的・継続的活動」と定め、本学を構成する全ての組織及び教職員は、それぞれの業務について内部質保証に努めなければならないことを責務としている（根拠資料2-2【ウェブ】）。

全学内部質保証推進組織としては、「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」において、「東北学院大学内部質保証委員会」を設置している。内部質保証委員会は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、本学や本学を構成する全ての組織及び教職員が実施する自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果を学長に報告するとともに、それらの自己点検・評価がより内部質保証に資するものとなるための改善方策を審議し、学長に提言することを目的としている。そこでの審議において改善が必要と認められた場合は、東北学院大学教学改革推進委員会の議を経て、学長が関係組織や教職員に対し適切な措置を命じる仕組みとなっている。

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針としては、「内部質保証の本質は自己点検・評価の実質化である」と定めた内部質保証に関する基本方針に基づき、「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」において、「本学、本学を構成する全ての組織及び教職員は、内部質保



証を適切に行うために、それぞれの業務について、次に掲げる事項を含む自己点検・評価を実施しなければならない。」として、①業務の質向上に向けた目標設定、②目標達成に向けた行動、③点検・評価、④点検・評価の結果を利用した改善方策の策定及び実施、⑤説明及びその公表、を行うことが規定され、本学を構成する各組織及び各個人が、自らの活動を不断に点検・評価し、それに基づいて絶え間なく改善を行うという、いわゆる PDCA サイクルを機能させている。

## 点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点①：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点②：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

### <全学内部質保証推進組織・学内体制の整備及びメンバー構成>

「東北学院大学内部質保証に関する基本方針」に基づいて制定された「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」において、以下の組織を設置している。

- ・ 内部質保証をつかさどる「東北学院大学内部質保証委員会」
  - ・ 本学、本学を構成する全ての組織及び教職員の自己点検・評価の統括を行う「東北学院大学点検・評価委員会」
  - ・ 自己点検・評価結果を受けた改善措置の具体的方策を策定する「東北学院大学教学改革推進委員会」
  - ・ 直近の新たな課題解決に対する方針を検討する学長直属の協議機関「東北学院大学5者会議」
- それぞれの組織の権限と役割は次の通りである。

#### 1) 東北学院大学内部質保証委員会

内部質保証委員会は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織であり、本学や本学を構成する全ての組織及び教職員が実施する自己点検・評価の適切性及び有効性について全学的な観点から点検・評価し、その結果を学長に報告するとともに、それらの自己点検・評価がより内部質保証に資するものとなるための改善方策を審議し、学長に提言することを目的としている。そこでの審議において改善が必要と認められた場合は、東北学院大学教学改革推進委員会の議を経て、学長が関係組織や教職員に対し適切な措置を命じる仕組みとなっている。

委員会は、副学長、学長特別補佐、学長室長、総務部長、学長室政策支援 IR 課長から構成されている。委員長は副学長（学務担当）とし、点検・評価委員会の委員長である副学長（点検・評価担当）と別とすることで、客観性を担保するものとしている。なお、学長は委員会に常に陪席し、審議過程の理解に努めている。委員会の事務局は学長室政策支援 IR 課が担い、点検・評価及び IR の見地からエビデンスベースの意思決定に資する支援を行っている（根拠資料 2-2【ウェブ】）。

#### 2) 東北学院大学点検・評価委員会

東北学院大学点検・評価委員会は、大学の教育、研究及び社会貢献並びにそれを支える管理運営及び財務に関わる業務の質的向上を目的として、本学、本学を構成する全ての組織及び教職員の責務とされている自己点検・評価を実施・統括し、その結果を内部質保証委員会へ報告

する。委員会には点検・評価を行う各部門より委員が参加し、副学長、学部長、研究科長、各学部および各研究科選出の教員の他、大学部門の部長（学長室長、総務部長、宗教部長、学務部長、国際交流部長、入試部長、学生部長、就職キャリア支援部長、図書館長及び情報システム部長）、法人部門の部長（庶務部長、人事部長、財務部長、施設部長及び広報部長）、教務課長が委員となっており、委員長は副学長（点検・評価担当）である。さらに、東北学院大学点検・評価委員会の下位組織として、『授業改善のための学生アンケート』実施委員会、「教育・研究業績編集委員会」、「FD推進委員会」の3つの専門委員会が置かれている。また、学部・研究科にはそれぞれの「点検・評価に関する内規」により点検・評価委員会が置かれ、学科や専攻の体制に応じた業務フローに沿って諸活動の適切性の検証を行い、東北学院大学点検・評価委員会へ報告することになっている（根拠資料 2-3【ウェブ】、2-4～2-15）。

### 3) 東北学院大学教学改革推進委員会

東北学院大学教学改革推進委員会は、内部質保証の中核が「教育の質保証」であるという基本方針に則り、本学の全体に関わる教学改革の基本方針を立て、学内関係機関にその具体的実施を指示し、または必要な措置を講じることにより、本学における不断の教学改革を推進することを目的としており、内部質保証委員会から学長が受けた提言に関して、具体的な対応を審議する。学長はこの議を経て、関係組織又は教職員に対して改善に向けた措置について勧告や指示を行う。高等教育施策の対応といった新たな課題に対しての協議や報告の場として、月2～4回の頻度で毎年30回程度開催している。委員会は、学長が委員長となり、副学長、大学院委員会委員長、学長室長、学部長、総務部長等から構成される。特徴的なことは、理事長、常任理事（総務担当、財務担当、人事担当）、法人事務局長や財務部長といった法人役員が陪席し、高等教育施策の動向だけでなく本学の改革の検討状況や今後の展開を共有していることである（根拠資料 2-16）。

### 4) 東北学院大学5者会議

東北学院大学5者会議は、直近の新たな課題解決に対する方針を検討する学長直属の協議機関であり、学長の求めに応じて、本学における校務全般の適正遂行のために必要な事項について協議することを目的とし、学長、副学長（総務担当、学務担当、点検・評価担当）、総務部長の5名で組織される。ここでの合意事項を踏まえて、副学長及び総務部長は、本学の関係機関に対し、当該事項の速やかな実現のために必要な具体策の立案や実行を指示する仕組みとなっている（根拠資料 2-17）。

これらの組織に加えて、東北学院大学インスティテューショナル・リサーチ委員会は、IRの定義を「大学の教育研究及び学校運営等に資する政策提言機能の強化のため、学内及び学外の情報を収集及び分析し、必要な情報の活用に基づいた計画の立案並びに計画の進捗状況及び成果の評価を通じて、本学における継続的な改善活動を行うための意思決定の支援をいう。」と規定し、内部質保証体制の向上のため、独立した委員会として情報収集と分析結果に基づいた意思決定ができるよう各組織を支援している。委員会では、IR業務に関して必要な決定を行い、そのIR業務の結果に基づく報告及び提言を学長に対して行う。これを受けて学長は教学改革推進委員会やその他当該事項を所管する審議機関において改善を実施するよう指示することができる（根拠資料 2-18）。

以上のような点検・評価体制とその結果に基づく改善方策についての意思決定により、本学の教育研究及び管理運営に関する計画、執行その他の重要事項について審議している。学長が学部教授会又は全学協議会に審議を求める事項及びその原案を整理するとともに、所管業務の報告、連絡及び調整を図ることを目的としている「部長会」、本学の管理運営に関する施策について審議するとともに、所管業務の報告、連絡及び調整を図ることを目的としている「課長会」等を通じて、学内周知が図られ、各学部や部署の対応や取組みといった進捗が上位機関に報告される体制となっている。

この他、外部からの視点を内部質保証に活かすため、2010年度より「東北学院大学外部評価委員会」を設置し、大学等の教育機関の教員、経済界の関係者、地域の関係者、本学の卒業生の他、大学に関して広くかつ高い見識を有する者から構成される委員会により、学外の立場から本学の教育・研究水準の向上及び組織の活性化に資する提言を受け、内部質保証に役立てている（根拠資料 2-19【ウェブ】）。加えて、2016年度に「東北学院大学の教学に関する懇話会設置要綱」を整備し、本学の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学受け入れの方針を踏まえ、本学の教学に関する取り組みについて、学識経験者及び地方自治体、産業界、市民団体等の関係者や本学の学生が意見を述べ、その適切性の確保に資することを目的とした「教学に関する懇話会」を設置した（根拠資料 2-20）。さらに、2018年11月に西南学院大学との相互評価に関する協定を締結した。この協定は、両大学における内部質保証の水準の向上を目指し、自己点検・評価の客観性を担保することを目的としたものである。2020年度は大学基準「9. 社会連携・社会貢献」のボランティア活動、2021年度は大学基準「4. 教育課程・学習成果」をテーマとして相互評価を実施し、相互評価によってテーマに対する異なるアプローチ法を深く知ることで、自大学の内部質保証に資することとして、今後も継続する（根拠資料 2-21【ウェブ】）。

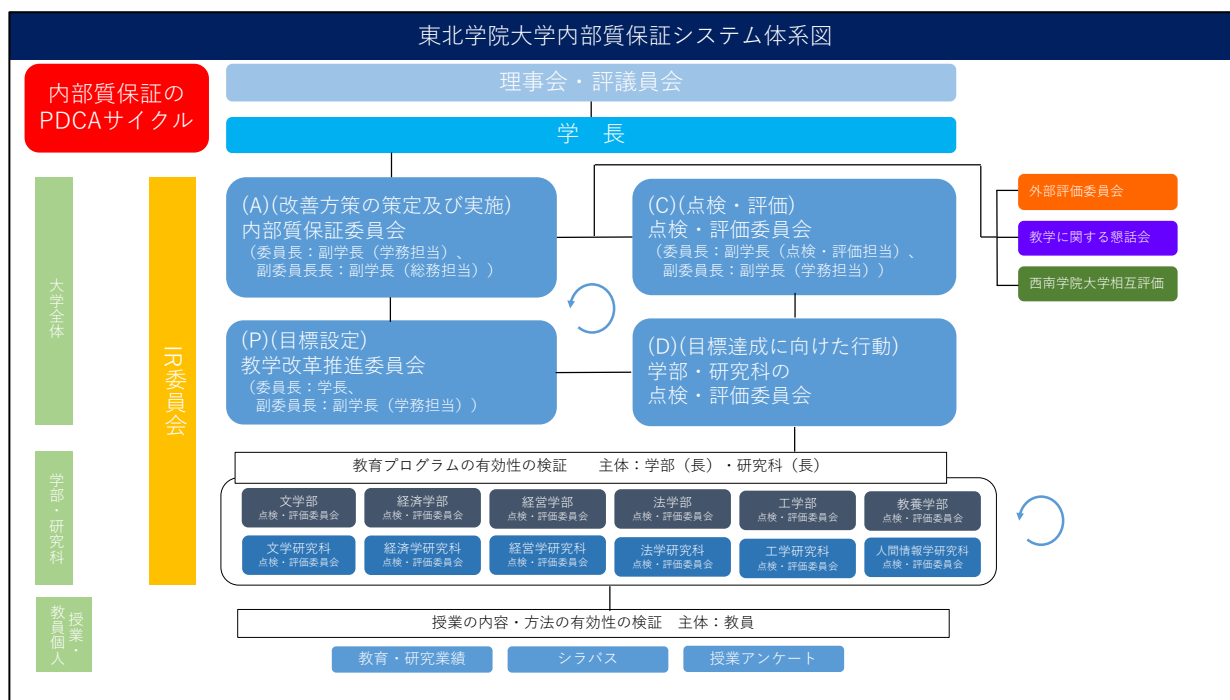


図1 東北学院大学内部質保証システム体系図

また、以上のような東北学院大学の内部質保証体制は、図1に示す「東北学院大学内部質保証システム体系図」として学内へ周知している。

なお、本体系図については、2021年度に実施した西南学院との相互評価において、「内部質保証推進委員会と教学改革推進委員会の関係性等が不明である」との指摘を受け、改善すべき課題と認識しており、関連規程の明確化も含めて見直しを行うこととしている。

### 点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点①：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点②：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点③：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点④：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点⑤：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点⑥：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点⑦：点検・評価における客観性、妥当性の確保

〈学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定〉

本学における教学上の三つの方針は、2009年に大学全体の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者の受け入れの方針を定め、その基本的な考え方に基づいて、2013年度にすべての学部及び研究科の三つの方針を定め公表している（根拠資料2-22【ウェブ】）。その後、社会情勢の変化に対応して、学生にどのような学修成果を期待しているのか、学修成果をもたらすためにどのような教育課程を編成するのか、そしてそのような教育活動を行う本学はどのような学生を求めているのかを再検討し、2017年2月に教学上の三つの方針の改定を行った。各学部学科、研究科は全学の基本として、それぞれの教育内容を反映した方針を定め公表している（根拠資料2-23～2-34【ウェブ】）。

また、2018年度には、教学上の三つの方針の達成状況について正確に把握し、それを「教育の質保証」に向けた改善に活かすために、教学上の成果について多様な観点から測定・評価する方針として、「教学上の三つの方針」に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）を策定した。さらに、授業における成績評価及び単位認定が「学位授与の方針」に定めた学修成果の質を保証するものとなるために、「授業における成績評価の方針」を策定し、全学的合意の下、その方針に従って成績評価を行うことになった。

〈方針及び手続に従った内部質保証活動の実施〉

「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」の中に自己点検・評価の実施が定められており、「東北学院大学点検・評価に関する規程」により原則として3年に一度、大学基準に沿った点検・評価を実施し、報告書としてとりまとめ刊行している（根拠資料 2-35【ウェブ】）。学部・研究科と事務担当部署の自己点検・評価は、それぞれの点検・評価を担当する委員会が、各規程や内規に基づき東北学院大学点検・評価委員会が指定する項目及び独自の項目・内容について点検・評価を実施している。

〈全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み〉

学部・研究科は、それぞれの内規により設置されている学部・研究科の点検・評価委員会において、実施している各教育プログラムの有効性についての検証を行っている。点検・評価項目として定めている教育課程・学修成果、教育研究組織、教員・教員組織、教育研究環境等に関して、現状、課題、改善方策の検討状況等を検証し、それらを取りまとめて東北学院大学点検・評価委員会へ報告を行う。

東北学院大学点検・評価委員会は、学部・研究科からの報告を受けて結果を取りまとめ、全学的な観点から学部・研究科による点検・評価の結果及び点検・評価の実施体制、点検・評価項目、実施方法、点検・評価結果の活用方法等について検証を行い、自己点検・評価報告書を作成し、東北学院大学内部質保証委員会へ報告する。

東北学院大学内部質保証委員会は、東北学院大学点検・評価委員会が作成した報告書に基づき、自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果を学長に報告するとともに、改善が必要とされる事項については改善方策を審議し、学長に提言する。

学長は、自己点検・評価結果を理事会・評議員会へ報告するとともに、改善の提言をもとに教学改革推進委員会でその具体的対応方策を審議し、各学部・研究科等の組織へ具体的な措置の実施を命じる。

以上の流れで、目標設定（P）→目標達成に向けた行動（D）→点検・評価（C）→改善方策の策定及び実施（A）のPDCAサイクルを機能させている。PDCAサイクルのイメージは図1に示している。

〈学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施〉

〈学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施〉

学部・研究科による点検・評価は、「東北学院大学点検・評価に関する規程」の規定により実施する原則3年毎の自己点検・評価の際の実施の他、2016年に策定した「TG Grand Vision 150」第I期中期計画（2016～2020年）、第II期中期計画（2021～2025年）の実行計画に基づき、年度単位の点検・評価を実施している。この実行計画の策定は、法人組織から学部・研究科、センター組織や事務部門まで幅広い部署が対象となり、「TG Grand Vision 150」が定める教育・研究といった領域に応じた該当項目に対して、計画概要や具体的な数値による達成目標（KPI）を掲げ、年度単位での具体的な達成・進捗状況を測り、次年度への方策を記述する自己点検・評価である。実施主体部署による自己評価は、学校法人の企画委員会において法人・大学等の設置校別に集約され、委員会承認を経て次年度へ繋ぐ仕組みとなっている（根拠資料 2-36）。

〈行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応〉

1) 文部科学省からの留意事項などへの対応

設置計画履行状況調査への対応は、直近では定年規程を超える専任教員の割合について2016年に指摘がなされたが、既に設置に係る履行状況報告書を提出し改善している。また、学則変更を含めた設置計画履行状況報告書はすべて大学ホームページに公開している（根拠資料2-37【ウェブ】）。

2) 大学基準協会からの機関別認証評価に関する指摘事項への対応

2017年度に受審した認証評価結果における指摘事項（努力課題5件）については、2018年度の点検・評価委員会において組織的な課題解決の方向性及び3年後の改善報告書の提出までを示したスケジュールを提示し対応を行った。具体的には、課題解決の部門責任者を明確にし、1年単位でその進捗を報告する「学内改善報告書」の様式を定め、点検・評価委員会へ報告するものである。その様式は、検討を行う組織（委員会等）、改善に向けたスケジュール、改善方法や改善の成果を確認する方法等を記述するもので、毎年5月末日を提出期限として点検・評価委員会で審議を行った。同じ点検・評価項目の指摘事項において複数の学部や研究科が該当する場合は、他学部他研究科の取組状況を相互に確認することもでき、その組織的解決に取り組んだ（根拠資料2-38）。

さらに、各学部各研究科が自ら定める点検・評価に関する内規に沿った点検・評価活動を適切に行っているかを検証するために、その業務フローを書面に可視化したものを提出させ、学部長及び研究科長を内部質保証委員会に招聘してヒアリング及び意見交換を実施し、現状把握を踏まえて内部質保証委員会から助言を行った（根拠資料2-39、2-40）。

これらの改善に向けた取り組みや改善状況を「改善報告書」としてまとめ、提出期限である2021年7月末までに大学基準協会に提出した（根拠資料2-41、2-42）。

〈点検・評価における客観性、妥当性の確保〉

点検・評価における客観性や妥当性を確保するための取り組みとして、外部からの視点を内部質保証活動に活かすため、「東北学院大学外部評価委員会規程」に基づく外部評価委員会、「東北学院大学の教学に関する懇話会設置要綱」に基づく教学に関する懇話会、協定に基づく西南学院大学との相互評価といった外部質保証活動を実施している。それぞれの目的に応じたテーマの選定に留意し、エビデンスベースでの外部評価を実施することで、その妥当性を確認している。

1) 外部評価委員会

第三者による教育・研究活動の評価を受けることにより教育・研究水準の向上と組織の活性化を図ることを目的として、2010年3月から「東北学院大学外部評価委員会」を設置し、1期3年を任期とする外部評価を実施している。

第3期（2016～2018年度）の外部評価では、2016年度は過年度の外部評価における指摘事項についての対応状況についての外部評価、2017年度は大学基準協会による認証評価の受審に際して作成した点検・評価報告書（2017年3月発行）の「内部質保証」に関する事項について、「大学全体レベル」「学部レベル」「個々の教員レベル」「IR」の観点での外部評価、2018年度は、本学の教育が在学生の要請に応えられているかについて、学生インタビュー調査により本学の教学上

の三つの方針及び教育の理念・目的の適切性についての外部評価を実施し、大学の活性化及び取り組みの継続的改善に資する提言が行われた。さらに 2019 年 3 月には、これまでの第 3 期外部評価の検証を行い、「第 3 期の所見と第 4 期への展望と課題」を刊行しホームページに公開した。第 3 期活動の総括として委員からの第 4 期外部評価委員会への引き継ぎ事項を明らかにし、それを受けた本学の副学長（点検・評価担当）による決意表明も含めた内容である。これは単なる一過性の課題提起とその理解に留まらず、次期に向けた評価の継続性や課題解決に結びつく検証プロセスとして有効なものになっている。

第 4 期（2019～2021 年度）の外部評価では、第 3 期の総括および中央教育審議会において「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」が提示されて「教学マネジメント」に係る指針の策定や学修成果の可視化に向けた動きが強まっていることを踏まえて、「教学マネジメント」の運用体制を外部評価することとなった。2019 年度は、2017 年度受審の認証評価における長所及び努力課題として指摘された事項の進捗状況を確認した。2020 年度は、テーマを大学が直面している喫緊の課題である「遠隔授業の実施を中心とした本学の修学支援について」と、2023 年度のキャンパス移転構想に関わる「東北学院大学アーバンキャンパス計画への外部評価委員会からの期待と展望について」の 2 つに集約して実施した。2021 年度は、「教学マネジメント」の運用体制の評価をテーマとして、各学部の「教学上の三つの方針」について各運用状況とその点検・評価の実施について外部評価を行った（根拠資料 2-43【ウェブ】）。

外部評価委員会による「外部の視点」は、本学内だけでは気がつかないことを得られる貴重な機会となっている。

## 2) 教学に関する懇話会

教学上の三つの方針を踏まえた本学の教学に関する取り組みについて学外者から広く意見を聴き、その取り組みの適切性の確保に資することを目的として、2016 年度に「東北学院大学の教学に関する懇話会」を設置した。懇話会では、学外者（学識経験者、地方自治体、産業界、市民団体等の関係者）に加え、学生代表者も参加して活発な意見交換を行い、有益な示唆を得ている。外部評価委員会は本学のあらゆる取り組みについて検証を行い提言するのに対して、教学に関する懇話会は地域社会や実業界、学生から本学の教学（カリキュラム）について意見を聴取する機会としている。2021 年度の懇話会では、学習成果や教学上の三つの方針、新型コロナウイルス感染症への対応などのトピックについて委員の各立場から意見交換を行い、特に学生からは大学の授業を受ける中で、実際に教学上の三つの方針が意識されていたか、ポリシーに沿った授業運営がなされていたか、オンライン授業におけるメリット・デメリット等の感想や要望をヒアリングすることができ、本学の課題を具体的に確認することができた。（根拠資料 2-44）。

## 3) 西南学院大学との相互評価

2018 年 11 月、福岡県福岡市の西南学院大学と本学は「両大学における内部質保証の水準の向上を目指し、自己点検・評価の客観性を担保すること」を目的とした相互評価に関する協定を締結した。この背景には、認証評価制度が第 3 期を迎え、大学基準の中で「大学は自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない」と定めていることが挙げられる。このことから、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために、外部からの視点を取り入れるなどの工夫を講じる必要があり、本学と同じくキリスト教を建学の精神とする大学で、学部数や学生数などが同規模であり、

九州地区を代表する私立大学である西南学院大学と相互評価を行い、両大学の教育の質的向上を目指して協定を締結するに至った。

2019年度は相互評価実施の準備期間とし、2020年度は、大学基準「9. 社会連携・社会貢献」のボランティア活動について相互評価を実施し、2021年度は、大学基準「4. 教育課程・学習成果」について相互評価を実施した（根拠資料 2-20【ウェブ】）。

相互評価の実施は、両大学が交換する点検・評価報告書に関して、評価者（教員2名、職員1名）が疑義と思うことを質問シートに集約して、両大学からその回答としての見解を交換し、その回答を踏まえて書面評価の結果をまとめ、評価結果として両大学でとりまとめ、評価者間の講評及び大学執行部間の講評を実施後に、相互評価結果報告書として公表する流れとなっている。これらのプロセスのなかで、自覚していない強みやウィークポイントが明らかになるとともに、西南学院大学の取り組みから得られた知見は多く有益であった。

また、相互評価を行う中で、両校の IR 担当部門間において、IR 実施状況の共有や助言、相互に講師を派遣しての研修の実施、同じ事業者の外部試験（アセスメントテスト）の結果を用いた共同分析等を行うことについて、具体的な協定の締結に向けて検討を進めており、今後さらなる点検・評価体制の強化につながる取り組みとして期待されている（根拠資料 2-45）。

**点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価 結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

評価の視点①：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 評価の視点②：公表する情報の正確性、信頼性 評価の視点③：公表する情報の適切な更新
---

〈教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表〉

本学では、その公共性や社会的責任を果たすために大学ホームページに「情報公開」メニューを設置し、様々な情報を学校教育法施行細則に規定された情報公開以上に広く公表している。また、本学を志願する生徒及び保護者といった方々に対して本学をわかりやすく伝えるため、「数字でみる東北学院大学」ページを設け、視覚的にもわかりやすく掲載し、そのパネルをクリックすると解説文がポップアップで表示され、詳細ページのリンク URL への誘導を促すなど工夫している（根拠資料 2-46、2-47【ウェブ】）。

近年では、「TGU FACT BOOK」を2019年度から毎年度刊行し、概ね過去10年分のデータの推移を数値やグラフを用いて掲載し、本学のデータ集として大学ホームページにも公開している（根拠資料 2-48【ウェブ】）。

さらに、学校法人東北学院のホームページには、キリスト教活動の取り組み、東北学院中長期計画「TG Grand Vision 150」、事業報告書や財務報告などの基盤となる情報を掲載している。また、1886年に創立した仙台神学校時代から今日に至るまでの東北学院に関する歴史を将来に伝承するために、東北学院史資料センターのページに豊富な資料を掲載している（根拠資料 2-49【ウェブ】）。

自己点検・評価については、本学が実施している点検・評価活動をまとめ、大学ホームページの



「大学評価」ページに分類して関係規程と共に公表している。具体的には、「認証評価・大学評価」「外部評価」「東北学院大学／西南学院大学相互評価」「自己点検・評価」に区分し、実施年度ごとに記載している（根拠資料 2-50【ウェブ】）。

#### 〈公表する情報の正確性、信頼性と適切な更新〉

公表している情報については、毎年度広報課から各担当部門への内容確認が行われるとともに、各部署において教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を遅滞なく最新情報へ更新している。

**点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点①：全学的な P D C A サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点③：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 〈全学的な P D C A サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価〉

点検・評価は東北学院大学点検・評価委員会が統括して定期的実施しているが、その体制、方法等の適切性及び有効性については、「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」により内部質保証委員会において点検・評価を行い、その結果を学長に報告するとともに、それらの自己点検・評価がより内部質保証に資するものとなるための改善方策を審議し、学長に提言することとなっている。

これにより、第 3 期認証評価が開始された 2018 年度以降における全学的観点での点検・評価やその有効性に関する取り組みについては、部門責任者の縦割りの視点ではなく、部局を越えた横断的な全学的観点による検証体制の連動など、さらなる改善の必要があると本学では認識している。このため、外部評価委員会の第 4 期（2019～2021 年度）においては、本学の内部質保証体制とその実施状況について、「大学全体レベル」「学部・研究科レベル」「教員レベル」における教育・研究活動を中心とした現在の課題や目標設定、その進捗状況について点検・評価を実施することで、学内の状況の整理や、外部評価委員と学内関係者による意見交換等が実施され、本学の内部質保証体制の適切性の点検・評価に有効な成果が得られている（根拠資料 2-43【ウェブ】）。

#### 〈点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用〉

各組織等における点検・評価においては、報告書作成の際に必ず根拠資料の添付を依頼しており、各組織で日常の活動において議事録や各種資料の作成・保管等の意識づけが進んでいる。

また、具体的な数値に基づく点検・評価のため、毎年度学内の各種データを収集、グラフ化した「TGU FACT BOOK」を刊行し情報の学内共有を図るとともに、「TG Grand Vision 150」中期計画の実行計画に基づき実施する年度単位の点検・評価においては、具体的な数値による達成目標（KPI）を掲げ、年度単位での具体的な達成・進捗状況を示す根拠資料をそれぞれの点検・評価実施組織で

用意している（根拠資料 2-36）。

#### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

##### 1) 教学上の三つの方針、大学の基本方針の改定

教学上の三つの方針は、2023 年度に予定している学部改組、カリキュラム変更に向け、内部質保証委員会からの提案、指示のもと、点検・評価委員会を中心に学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の見直しを 2021 年度に実施した（根拠資料 2-51）。さらに、高校の学習指導要領の改訂に合わせた入学者の受け入れの方針の改定を 2022 年度に検討している。

また、教学上の三つの方針を含む、東北学院建学の精神や教育の基本方針を始めとする大学の基本方針集として 2017 年度に刊行した「東北学院大学の基本方針 2017」について、2022 年度内には、各基本方針について関係部署・委員会において点検・評価し、最新版を発行することとしている。

##### 2) 「TG Grand Vision 150」第Ⅰ期中期計画の実行計画の改善

「TG Grand Vision 150」第Ⅰ期中期計画（2016～2020 年）の実行計画に基づき、その実施部署が主体的に施策の実施を行った。近年の組織的な動きとしては、2018 年度の後半以降、第Ⅰ期中期計画の適切性の検証を行い、改善・向上に結び付けている。具体的な取り組みは、これまで顕在化した諸問題を整理し第Ⅰ期中期計画の総括に向けた組織的な検証を実施すること、また、第Ⅱ期中期計画策定に向けた計画の骨子を策定することを目的として、企画委員会の下に小委員会を設置し、組織的な検証活動を実施した。小委員会は、主体性と当事者意識の醸成、組織文化の変革を目指し、2036 年の創立 150 周年に中核となる 30～40 代の教職員を中心とするとともに、設置学校別、また「教育研究/教育環境」「社会貢献/組織運営」「学生・生徒募集、広報」といった領域別に中期計画の検証を行う 3 つのワーキンググループを設け、それを大学部門の学長室インスティテューショナル・リサーチ（IR）課（現在の政策支援 IR 課）が支援する体制を構築した。その後、2019 年 4 月から検証を始めた各ワーキンググループの中間検証結果及び第Ⅱ期施策案を小委員会に集積し、< 5 つの視点（SMART の法則）>（Specific：具体的、Measurable：測定可能、Achievable：達成可能、Relevant：上位目標との関連性、Time Constrained：期限付き）に基づいた実行計画、達成目標をまとめ、新たな第Ⅱ期中期計画を策定した（根拠資料 2-52【ウェブ】、2-53）。このプロセスで得た組織的な取り組みは、法人・大学との協働、設置校との連携など幅広い活動により、第Ⅱ期中期計画策定の基礎となったことは成果と言える。

##### 3) COVID-19 対応のための遠隔授業に関する改善

2020 年度から始まった遠隔授業に関しては、学生を対象に実施した「遠隔授業の受講状況に関する学生調査」のアンケート結果から浮き彫りになった遠隔授業の内容や実施体制における課題について、教学改革推進委員会で報告がなされ、学長より学生調査の結果の公表とともに「大学全体のレベル」、「学部学科のレベル」、「授業科目及び授業のレベル」、「修学に関する相談体制」に関して改善指示が発せられ、全学 FD 及び学部 FD の実施、「教職員のための遠隔授業実施ガイド」の改訂、修学に関する相談体制の見直し等の対応が図られることとなった（根拠資料 2-54、2-55）。

なお、全学 FD 研修会において授業の Good & Bad Practice について IR による学生調査結果の分析結果から考察される類型化が報告され、さらに後期授業後の学生調査結果から、後期授業に

においては前期に課題とされた問題点が改善傾向にあることが IR 分析により示されるなど、点検・評価に IR が積極的に活用されている（根拠資料 2-56）。

## （２）長所・特色

本学では、「内部質保証に関する基本方針」に沿って全学レベル、学部・研究科レベル、教員個人レベルの各レベルに応じた内部質保証システムを機能させているが、これを補強するための特色として、外部質保証として外部評価委員会、教学に関する懇話会、西南学院大学との相互評価など、外部の多様な意見を聴く姿勢がある。自己点検・評価とは異なる視点での評価は、本学の文化や思考といった固定概念から脱却し、新たな知見を得る機会である。ともすれば独善的になりがちな姿勢を改めるとともに、常に高等教育機関として求められる事項を把握している。

また、西南学院大学との相互評価に関する協定に基づき 2020 年度から実施している相互評価においては、これを発展させて共同 IR の実施に向けて検討を進めるなど、本学の IR をより発展させ、今後のさらなる内部質保証体制の強化につながる取り組みとして期待されている。

さらに、「TG Grand Vision 150」第Ⅱ期中期計画の実行計画に基づく各組織の施策の取組内容や成果、課題についての点検・評価において、＜5つの視点（SMART の法則）＞を踏まえた具体的な数値目標による客観的な評価を行うことにより、実施主体部署は具体的なゴールに向けて取り組み、これに対して企画委員会による客観的なフィードバックがなされていることは特色と言える。

## （３）問題点

本学では、「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」及び「東北学院大学点検・評価に関する規程」を制定し、内部質保証をより精緻に実施するために規程を整備しつつ、適時的に規程の見直しを図り改正を行っている。しかし、既存の内部質保証体系の枠組みでは継続的な改善に資する PDCA サイクルが機能しにくい場面もある。例えば、点検・評価委員会については構成委員が多いこともあり機動力に欠ける部分もあることが課題であると認識している。この課題の改善に向けて、2023 年度の学部及び事務組織改組のタイミングに合わせ、内部質保証委員会、点検・評価委員会、教学改革推進委員会の体制の見直しを含めた点検・評価委員会規程の改正等を検討しているところである。

また、現在の内部質保証体制について、学内全ての組織、構成員から理解を得て、それぞれが日頃から内部質保証を意識した活動を行うため、本学が行っている内部質保証活動の必要性や根拠、具体的な活動内容等についてまとめたハンドブックやホームページなどの学内周知のための広報活動の必要性を認識している。

## （４）全体のまとめ

本学の内部質保証システムは 2014 年 11 月に「内部質保証に関する基本方針」を策定して以降、自己点検・評価の実質化を推進し、全学レベル、学部・研究科レベル、教員個人レベルの計画立案に有機的に結び付ける必要性を認識した上で、大学執行部と学部・研究科、各部署が綿密に連携できるように教学マネジメント体制のあり方を検討し、「東北学院大学内部質保証委員会」、「東北学院大学点

検・評価委員会」、「東北学院大学教学改革推進委員会」を中心とした内部質保証システムの安定的な運用、検証及び改善活動を不断に実施している。

また、内部質保証システムのさらなる強化や適切性の検証については、内部質保証委員会による継続的な検証を行うことに加え、第三者による教育・研究活動の評価を受けることにより、教育・研究水準の向上と組織の活性化を図ることを目的とし、「東北学院大学外部評価委員会」、「東北学院大学教学に関する懇話会」及び「東北学院大学と西南学院大学との相互評価に関する協定書」に基づく相互評価により外部からの視点も積極的に取り入れている。

以上のことから、本学は内部質保証に関する全学的な方針及び手続を明示し、外部評価による意見を広く聴取することで、本学の自己点検・評価の客観性を高めるとともに内部質保証の水準向上を進めている。

以 上

4-2. 提出資料一覧／東北学院大学

点検・評価報告書			
大学基礎データ			
基礎要件確認シート			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
2 内部質保証	東北学院大学内部質保証に関する基本方針	○	2-1
	東北学院大学内部質保証体制及び手続きに関する規程	○	2-2
	東北学院大学点検・評価に関する規程	○	2-3
	東北学院大学文学部点検・評価委員会に関する内規		2-4
	東北学院大学経済学部点検・評価委員会に関する内規		2-5
	東北学院大学経営学部点検・評価委員会に関する内規		2-6
	東北学院大学法学部点検・評価委員会に関する内規		2-7
	東北学院大学工学部教育総合評価・改善委員会に関する内規		2-8
	東北学院大学教養学部点検・評価委員会に関する内規		2-9
	東北学院大学大学院文学研究科点検・評価委員会に関する内規		2-10
	東北学院大学大学院経済学研究科点検・評価委員会に関する内規		2-11
	東北学院大学大学院経営学研究科点検・評価委員会に関する内規		2-12
	東北学院大学大学院法学研究科点検・評価委員会に関する内規		2-13
	東北学院大学大学院工学研究科点検・評価委員会に関する内規		2-14
	東北学院大学大学院人間情報学研究科点検・評価委員会に関する内規		2-15
	東北学院大学教学改革推進委員会規程		2-16
	東北学院大学5者会議規程		2-17
	東北学院大学外部評価委員会規程	○	2-18
	東北学院大学インスティテューショナル・リサーチ委員会規程	○	2-19
	東北学院大学の教学に関する懇話会設置要綱		2-20
	大学 HP 東北学院大学／西南学院大学相互評価	○	2-21
	大学 HP 教学上の「三つの方針」	○	2-22
	大学 HP 文学部「教学上の方針」	○	2-23
	大学 HP 経済学部「教学上の方針」	○	2-24
	大学 HP 経営学部「教学上の方針」	○	2-25
	大学 HP 法学部「教学上の方針」	○	2-26
	大学 HP 工学部「教学上の方針」	○	2-27
	大学 HP 教養学部「教学上の方針」	○	2-28
	大学 HP 文学研究科「教学上の方針」	○	2-29
	大学 HP 経済学研究科「教学上の方針」	○	2-30
	大学 HP 経営学研究科「教学上の方針」	○	2-31
	大学 HP 法学研究科「教学上の方針」	○	2-32

大学 HP 工学研究科「教学上の方針」	○	2-33
大学 HP 人間情報学研究科「教学上の方針」	○	2-34
大学 HP 2020 年度点検・評価報告書	○	2-35
【法人・大学】2021 年度実行計画作成方法		2-36
大学 HP 情報公開 大学等における修学の支援に関する法律に基づく 更新確認申請書等の公開	○	2-37
2020 年度第 1 回点検・評価委員会（2020 年 6 月 25 日開催） 資料 4 認証評価における「努力課題」事項の対応（中間まとめ）		2-38
2019 年度第 3 回東北学院大学内部質保証委員会（2019 年 9 月 30 日開 催）次第		2-39
2019 年度第 4 回東北学院大学内部質保証委員会（2019 年 10 月 3 日開 催）次第		2-40
改善報告書（東北学院大学）		2-41
大学評価結果を受けた改善活動の概要（東北学院大学）		2-42
2021 年度東北学院大学外部評価報告書	○	2-43
2021 年度第 1 回教学に関する懇話会（2021 年 09 月 14 日開催）議事録		2-44
相互評価協定に基づく IR 支援組織体制の構築に関する承諾書		2-45
大学 HP 情報公開	○	2-46
大学 HP 数字でみる東北学院大学	○	2-47
大学 HP FACT BOOK	○	2-48
法人 HP 東北学院史資料センター	○	2-49
大学 HP 大学評価	○	2-50
2021 年度第 2 回点検・評価委員会開催案内（メール審議）		2-51
TG Grand Vision150 東北学院中長期計画及び第Ⅱ期中期計画（2021～ 2025 年度）	○	2-52
TG Grand Vision150 及び第Ⅰ期中期計画 中間検証方法について		2-53
学生公開用_遠隔授業学生調査サマリ		2-54
遠隔授業の受講状況に関する学生調査結果の公表について		2-55
FD ニュース_Vol. 32（P28-51 抜粋）		2-56

### 4-3. 東北学院大学に対する評価結果

#### I 総 評

東北学院大学は、内部質保証のための全学的な方針として、「内部質保証に関する基本方針」を定め、学内レベルではファカルティ・ディベロップメントおよびスタッフ・ディベロップメント活動等において周知するとともに、学外に向けては大学ホームページで公表している（「点検・評価報告書」1頁、「根拠資料 2-1」）。

内部質保証の組織体制については、「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」に基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、東北学院大学内部質保証委員会（以下、「内部質保証委員会」という。）を設けている（「点検・評価報告書」2頁、「根拠資料 2-2」）。また、内部質保証に関わる組織として、東北学院大学点検・評価委員会（以下、「点検・評価委員会」という。）、東北学院大学教学改革推進委員会（以下、「教学改革推進委員会」という。）及び東北学院大学5者会議（以下、「5者会議」という。）を設置している（「点検・評価報告書」2頁、「根拠資料 2-3」、「根拠資料 2-16」、「根拠資料 2-17」）。また、内部質保証体制の向上のため、東北学院大学インスティテューショナル・リサーチ委員会（以下、「インスティテューショナル・リサーチ委員会」という。）を設置し、情報収集及び分析結果の報告を通じて各組織の意思決定を支援するとともに、学長に対して提言を行い、必要に応じて学長は教学改革推進委員会等の審議機関に改善の実施を促している（「点検・評価報告書」4頁、「根拠資料 2-19」）。

「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」には、自己点検・評価の実施を定めており、規程に定める方針及び手続に従って、原則として3年に一度の頻度で内部質保証活動を実施し、報告書としてとりまとめ刊行している（「根拠資料 2-35【ウェブ】」）。なお、学部及び研究科は、それぞれの内規により設置されている学部及び研究科の点検・評価委員会において、実施している各教育プログラムの有効性についての検証を行っている。

上記の自己点検・評価に関する活動内容は、関係規程とともに大学ホームページで公表し（「点検・評価報告書」9-10頁、「根拠資料 2-50」）、法令で公開が定められている情報及び「TGU FACT BOOK」に掲載された過去10年分の各種データの推移等も、主として大学ホームページに掲載して公表している（「点検・評価報告書」9頁、「根拠資料 2-48」）。

内部質保証委員会は、「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」に基づいて、点検・評価委員会が実施している点検・評価の体制及び方法等の適切性及び有効性を点検・評価し、その結果を学長に報告している。同時に、内部質保証システムの改善方策を審議し、学長へ提言している（「点検・評価報告書」10頁）。一方で、既存の内部質保証体系の枠組みでは継続的な改善に資するPDCAサイクルが機能しにくい場面があることが認識されている。今後は、内部質保証委員会、点検・評価委員会及び教学改革推進委員会の体制の見直しを含めた点検・評価委員会規程の改正等を検討する予定であることから、内部質保証システムが適切に機能している事例として評価できる。組織、制度及び規程の見直しを進め、今後一層の改善・向上が期待される（「点検・評価報告書」12頁）。

以上のことから、東北学院大学では、内部質保証システムが適切に機能していると言える。今後は、上記の課題を解決し、内部質保証システムを一層機能させることを期待する。

## II 概評及び提言

### <概評>

#### 1 内部質保証

##### ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、「内部質保証に関する基本方針」を定め、学内レベルではファカルティ・ディベロップメントおよびスタッフ・ディベロップメント活動等において周知するとともに、学外に向けては大学ホームページで公表している（「点検・評価報告書」1頁、「根拠資料 2-1」）。

「内部質保証に関する基本方針」は、①内部質保証の本質は、自己点検・評価の実質化であること、②内部質保証はシステム化されなければならないこと、③内部質保証の中核となるのは、教育の質保証であること、④教育の内部質保証は、3つのレベル（大学全体、カリキュラムなど教育プログラム、授業）で行わなければならないこと、⑤教育の内部質保証では、教育成果が重視されなければならないこと、⑥内部質保証システムは、外部に開かれていなければならないこと、の6つの内容で構成されている。

「内部質保証に関する基本方針」に基づき、「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」において、内部質保証を「大学が教育、研究等を踏まえて質的向上を図り、大学に求められる社会的期待並びに自己の定める目的及び目標からみて、それらの業務が一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明する恒常的・継続的活動」と定め、全ての組織及び教職員は、それぞれの業務において内部質保証に努めることを責務であると明記している（「点検・評価報告書」1頁、「根拠資料 2-2」）。

内部質保証の組織体制については、「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」に基づき、全学内部質保証推進組織として内部質保証委員会を設置し、①学内の全ての組織及び教職員が実施する自己点検・評価の適切性・有効性の検証、②学長への報告、③自己点検・評価活動を内部質保証に結実させるための改善方策の審議、④学長への提言、を行っている。そして、改善が必要と認められた場合は、教学改革推進委員会の議を経て、学長から各関係組織や教職員に適切な措置を命じる（「点検・評価報告書」1頁、「根拠資料 2-2」）。

以上のことから、内部質保証の方針及び PDCA サイクルを回す一連の手続を設定し、明確にしていると言える。

##### ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、内部質保証委員会を設けている（「点検・評価報告書」2頁、「根拠資料 2-2」）。また、内部質保証に関わる組織として、点検・評価委員会のほか、自己点検・評価結果を受けた改善措置の具体的方策を策定する教学改革推進委員会及び直近の新たな問題解決に対する方針を検討する学長直属の協議機関として5者会議を設置している（「点検・評価報告書」2頁、「根拠資料 2-3」、「根拠資料 2-16」、「根拠資料 2-17」）。

内部質保証委員会は、副学長（学務担当）、学長特別補佐、学長室長、総務部長、学長室政策支援 IR 課長により構成され、全学における全ての組織が行う自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、学長に報告する（「点検・評価報告書」2頁、「根拠資料 2-3」）。



点検・評価委員会は、副学長（点検・評価担当）、学部長、研究科長、各学部及び研究科選出の教員、大学部門の部長、法人部門の部長及び教務課長により構成され、大学を構成する組織及び教職員の責務とされている自己点検・評価を実施・統括し、その結果を内部質保証委員会に報告する（「点検・評価報告書」2-3頁、「根拠資料2-3」、「根拠資料2-4～15」）。

教学改革推進委員会は、学長を委員長とし、副学長、大学院委員会委員長、学長室長、学部長及び総務部長等から構成され、内部質保証委員会から学長が受けた提言を踏まえ具体的な対応策を審議する。高等教育施策の動向とともに大学の改革状況についての情報を共有するため、法人役員等を陪席させている（「点検・評価報告書」3頁、「根拠資料2-16」）。

5者会議は、学長直属の協議機関であり、学長、副学長（総務担当、学務担当、点検・評価担当）及び総務部長の5名で構成され、校務全般の適正遂行について協議し、合意を得た場合は、副学長及び総務部長が関係機関に対して具体策の立案及び実行を指示する（「点検・評価報告書」3頁、「根拠資料2-17」）。

インスティテューショナル・リサーチ委員会は内部質保証体制の向上のため、独立した委員会として情報収集及び分析結果の報告を通じて各組織の意思決定を支援するとともに、学長に対して提言を行い、必要に応じて学長は教学改革推進委員会等の審議機関に改善を実施するよう指示できる（「点検・評価報告書」4頁、「根拠資料2-19」）。

東北学院大学外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）は、学外の有識者により構成され、学外の立場から教育・研究水準の向上及び組織の活性化に関する提言を行っている。また、東北学院大学の教学に関する懇話会（以下、「教学に関する懇話会」という。）を設置し、学識経験者、地方自治体、産業界、市民団体及び学生により教学の取り組みの適切性を担保している。また、西南学院大学との相互評価を実施し、自己点検・評価の客観性及び内部質保証システムの有効性を第三者の視点で検証している（「点検・評価報告書」8頁、「根拠資料2-9」）。

以上のように、内部質保証委員会が内部質保証の中核的な機能を担う中心的組織としての役割を果たしながら、点検・評価委員会が全学の自己点検・評価結果を踏まえて学長に提言し、教学改革推進委員会は、その提言を踏まえて改善・改革に向けた具体的な対応策を審議している。そして、インスティテューショナル・リサーチ委員会による意思決定への支援体制を有し、外部評価委員会、教学に関する懇話会及び他大学との相互評価に基づいて内部質保証システム全体の有効性について検証するなど、PDCAサイクルを適切に機能させる全学的な体制を整備していると言える。

### ③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

教学上の三つの方針は、2009年に大学全体の方針を定め、それに基づいて、2013年度に全ての学部及び研究科の方針を定め公表している（「根拠資料2-22【ウェブ】」）。2017年に再検討を行って三つの方針の改定を行い、各学部学科、研究科は、全学を基本として、新たに教育内容を反映した方針を定め公表している（「根拠資料2-23～2-34【ウェブ】」）。さらに2018年度には、三つの方針の達成状況について正確に把握し、教学上の成果について多様な観点から測定・評価する方針として、「教学上の三つの方針」に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）を策定し、それに伴い「授業における成績評価の方針」を策定し、全学的合意の下、その方針

に従って成績評価を行っている。また、「授業における成績評価の方針」は、シラバスに掲載し学生へ周知している。

「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」の中に自己点検・評価の実施を定めており、規程に定める方針及び手続に従って、原則として3年に一度の頻度で大学基準に沿った点検・評価を実施し、報告書としてとりまとめ刊行している（「根拠資料 2-35【ウェブ】」）。

学部及び研究科は、それぞれの内規により設置されている学部及び研究科の点検・評価委員会において、実施している各教育プログラムの有効性についての検証を行っている。

学部及び研究科は、点検・評価項目の教育課程・学修成果、教育研究組織、教員・教員組織及び教育研究環境等に関して検証の上、点検・評価委員会へ報告を行い、点検・評価委員会は、学部及び研究科からの報告を受けて結果をとりまとめて検証した後に、自己点検・評価報告書を作成し、内部質保証委員会へ報告する。内部質保証委員会は、点検・評価委員会が作成した報告書に基づき、自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果を学長に報告するとともに、改善が必要とされる事項については改善方策を審議し、学長に提言する。学長は、自己点検・評価結果を理事会及び評議員会へ報告するとともに、改善の提言をもとに教学改革推進委員会でその具体的対応方策を審議し、各学部・研究科等の組織へ具体的な措置の実施を命じる。以上の流れで、PDCA サイクルを機能させている。また、これらの検証は、今後、全学の点検・評価委員会のもとに、学部分科会、研究科分科会及び自己点検・評価の適切性検証分科会の3つの分科会（いずれも仮称）を設置することにより対応を検討している。

学部及び研究科による点検・評価は、「東北学院大学点検・評価に関する規程」により原則3年毎の自己点検・評価の際の実施の他、「TG Grand Vision 150」第Ⅰ期中期計画（2016～2020年）、第Ⅱ期中期計画（2021～2025年）の実行計画に基づき、年度単位の点検・評価を実施している。この実行計画の策定は、法人組織から学部、研究科、センター組織及び事務部門まで幅広い部署が対象となり、「TG Grand Vision 150」が定める教育・研究といった領域に応じた該当項目に対して、計画概要や具体的な数値による達成目標（KPI）を掲げ、年度単位での具体的な達成・進捗状況を測り、次年度への方策を記述する自己点検・評価である。実施主体部署による自己評価は、学校法人の企画委員会において法人・大学等の設置校別に集約され、委員会承認を経て次年度へ繋ぐ仕組みとなっている（「根拠資料 2-36」）。

2016年に文部科学省から指摘がなされた留意事項への対応は、設置に係る履行状況報告書を提出し改善し、すべて大学ホームページに公開している（「根拠資料 2-37【ウェブ】」）。また、2017年度に受審した認証評価結果における指摘事項（努力課題5件）については、2018年度の点検・評価委員会において組織的な課題解決の方向性及び3年後の改善報告書の提出までを示したスケジュールを提示し対応を行っている。具体的には、点検・評価委員会へ報告のために課題解決の部門責任者の明確化、「学内改善報告書」の様式の制定及びその様式の利用による1年単位での他学部及び他研究科の取組状況の相互確認などがある（「根拠資料 2-38」）。これらの改善に向けた取り組みや改善状況は「改善報告書」としてまとめられ、大学基準協会に提出している（「根拠資料 2-41」「根拠資料 2-42」）。

点検・評価における客観性や妥当性を確保するための取り組みとして、外部からの視点を内部質保証活動に活かすため、「東北学院大学外部評価委員会規程」に基づく外部評価委員会、「東北学院大学の教学に関する懇話会設置要綱」に基づく教学に関する懇話会及び協定に基づ

く西南学院大学との相互評価といった外部質保証活動を実施している。それぞれの目的に応じたテーマの選定に留意し、エビデンスベースでの外部評価を実施することで、その妥当性を確認している。

外部評価委員会は2010年3月から設置し、1期3年を任期とする外部評価を年度によってテーマを絞って実施している。

第3期（2016～2018年度）の外部評価では、2016年度は過年度の外部評価における指摘事項への対応状況について、2017年度は大学基準協会による認証評価の受審に関する事項について、2018年度は本学の教育と在学生の要請について外部評価を実施した。2019年3月には、これまでの第3期外部評価の検証を行い、「第3期の所見と第4期への展望と課題」を刊行しホームページに公開した。第3期活動の総括として委員からの第4期外部評価委員会への引き継ぎ事項を明らかにし、それを受けた副学長による決意表明も含め、次期に向けた評価の継続性や課題解決に結びつく検証プロセスとして有効なものになっている。

第4期（2019～2021年度）の外部評価では、「教学マネジメント」の運用体制を外部評価することとなり、2020年度は、「遠隔授業の実施を中心とした本学の修学支援について」及び2023年度のキャンパス移転構想に関わる「東北学院大学アーバンキャンパス計画への外部評価委員会からの期待と展望について」の2つに集約して実施した。2021年度は、「教学マネジメント」の運用体制の評価をテーマとして、各学部の「教学上の三つの方針」について各運用状況とその点検・評価の実施について外部評価を行った（「根拠資料2-43【ウェブ】」）。外部評価委員会による「外部の視点」は、学内だけでは気がつかないことを得られる貴重な機会となっている。

教学に関する懇話会は、地域社会、実業界及び学生から本学の教学（カリキュラム）について意見を聴取する機会として設置した。教学に関する懇話会では、学外者（学識経験者、地方自治体、産業界及び市民団体等の関係者）に加え、学生代表者も参加して活発な意見交換を行い、有益な示唆を得ている。（「根拠資料2-44」）。

相互評価として、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために、外部からの視点を取り入れるなどの工夫を講じる必要性から、キリスト教を建学の精神とする大学で、学部数や学生数などが同規模であり、九州地区を代表する私立大学である西南学院大学と両大学の教育の質的向上を目指して、2018年11月に相互評価に関する協定を締結した。2019年度は相互評価実施の準備期間とし、2020年度は、大学基準「9. 社会連携・社会貢献」のボランティア活動について相互評価を実施し、2021年度は、大学基準「4. 教育課程・学習成果」について相互評価を実施した（「根拠資料2-20【ウェブ】」）。相互評価のプロセスの中なかで、自覚していない強みやウィークポイントが明らかになるなど得られた知見も多くあった。また、相互評価を行う中で、両校のIR担当部門間において、さまざまな点について具体的な協定の締結に向けて検討を進めている（「根拠資料2-45」）。

**④ 教育研究活動、自己点検・評価 結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

東北学院大学では、社会に対して説明責任を果たすために、大学においては、法令で公開が定められている情報及び「TGU FACT BOOK」に掲載された過去10年分の各種データの推移等を主として大学ホームページに掲載して公表している（「点検・評価報告書」9頁、「根拠資料2-

48)。

大学ホームページ上には「情報公開」メニューを設置し、情報の得やすさに配慮している。また、「数字でみる東北学院大学」ページを設け、視覚的なわかりやすさに配慮するとともに、詳細な情報を得たい場合の対応方法等も工夫されている（「点検・評価報告書」9頁、「根拠資料 2-46」、「根拠資料 2-47」）。

学校法人東北学院では、キリスト教活動の取り組み、東北学院中長期計画「TG Grand Vision 150」、事業報告書及び財務報告などの基盤となる情報、並びに仙台神学校創立年である 1886 年から今日に至る東北学院に関する歴史資料を主として学校法人のホームページに掲載して公表している（「点検・評価報告書」9頁、「根拠資料 2-49」）。

さらに、自己点検・評価に関する活動内容をまとめて、関係規程とともに大学ホームページで公表している（「点検・評価報告書」9-10頁、「根拠資料 2-50」）。

上記の公表情報は、毎年度、広報課から各担当部門へ内容が確認されるとともに、各部署が所管する情報が遅滞なく最新情報へと更新されている（「点検・評価報告書」9-10頁）。

以上のことから、東北学院大学では、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の活動の情報等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると言える。

**⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

東北学院大学では、内部質保証委員会が、「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」に基づいて、点検・評価委員会が実施している点検・評価の体制及び方法等の適切性及び有効性を点検・評価し、その結果を学長に報告している。同時に、内部質保証システムの改善方策を審議し、学長へ提言している（「点検・評価報告書」10頁）。

東北学院大学の内部質保証体制とその実施状況については、外部評価委員会の第4期（2019～2021年度）に、学内の状況の整理及び外部評価委員と学内関係者による意見交換等が実施され、その適切性の点検・評価が行われ有意義な成果が得られている（「点検・評価報告書」10頁、「根拠資料 2-43」）。

また、西南学院大学との相互評価に関する協定に基づき実施している相互評価及び共同 IR に向けての検討を進めることにより、内部質保証体制を強化しようと試みている（「点検・評価報告書」12頁）。

一方で、既存の内部質保証体系の枠組みでは継続的な改善に資する PDCA サイクルが機能しにくい場面があることが認識されている。今後は、内部質保証委員会、点検・評価委員会及び教学改革推進委員会の体制の見直しを含めた点検・評価委員会規程の改正等を検討する予定であることから、内部質保証システムが適切に機能している事例として評価できる。組織、制度及び規程の見直しを進め、一層の改善・向上が期待される（「点検・評価報告書」12頁）。

以上のことから、東北学院大学では、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると言える。

## ＜提言＞

### 長所

- 1) 教学に関する懇話会によって地域や社会の意見を取り入れるだけでなく、学生代表の意見も取り入れ、大学での改革が大学内教職員組織だけの満足にとどまらず、また教職員だけの改革にとどまらないようになっている点は、評価できる。
- 2) 大学ホームページ上に「情報公開」メニューを設置し、情報の得やすさに配慮している点及び「数字でみる東北学院大学」ページを設け、視覚的なわかりやすさに配慮するとともに、詳細な情報を得たい場合の対応方法等も工夫している点は、評価できる。
- 3) 内部質保証システムを補強するために、外部質保証として外部評価委員会、教学に関する懇話会及び西南学院大学との相互評価など、外部の多様な意見を聴き、取組に反映させている点は、評価できる。

### 課題

- 1) 学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組みの検証は、今後、全学の点検・評価委員会のもとに・学部分科会・研究科分科会・自己点検・評価の適切性検証分科会の 3 つの分科会（いずれも仮称）を設置することにより対応を検討しているので、実行されることを期待したい。
- 2) 既存の内部質保証体系の枠組みでは継続的な改善に資する PDCA サイクルが機能しにくい場面があることが認識されており、内部質保証委員会、点検・評価委員会及び教学改革推進委員会の体制の見直しを含めた点検・評価委員会規程の改正等を検討しているので、実行されることを期待したい。

以 上

4-4. 点検・評価報告書／西南学院大学

**東北学院大学/西南学院大学**

**2022 年度\_相互評価**

**(大学基準2) 内部質保証に関する  
点検・評価報告書**

**西南学院大学**

**2022 年 8 月発行**

## (基準2) 内部質保証

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点①：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

<下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示>

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方

内部質保証に関する大学の基本的な考え方は、2019年度に全学点検評価委員会（以下、「全学評価委員会」という。）で審議、承認された「内部質保証の方針」において、「本学の理念・目的を達成するために、恒常的・継続的に教育・研究の質と学生の学習成果の向上を図るための体制を機能させ、その内部質保証の活動状況を公表することによって社会に対する説明責任を果たすものとする。」と定められている【資料2-1（ウェブ）】。「内部質保証の方針」は、毎年度策定している「西南学院大学自己点検・評価実施要領（以下、「自己点検・評価実施要領」という。）」で教職員に周知しており、学生及び社会に対しては、大学ホームページで公表している【資料2-2】。

- ・内部質保証を推進するための手続き

内部質保証を推進するための体制や手続きは、「西南学院大学内部質保証推進体制及び手続に関する規程（以下、「内部質保証に関する規程」という。）」において定められている【資料2-3（ウェブ）】。本学では、「内部質保証に関する規程」第2条において、内部質保証を「本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする本学の諸活動を適切に機能させ、それらが一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明し、改善につながる恒常的かつ継続的活動」と定義しており、内部質保証を適切に行うために、「内部質保証に関する規程」第4条及び第5条において自己点検・評価の実施を規定している。自己点検・評価は、「西南学院大学自己点検・評価規程（以下、「自己点検・評価規程」という。）」、「西南学院大学自己点検・評価規程細則（以下、「自己点検・評価規程細則」という。）」及び「西南学院大学教学マネジメント委員会規程（以下、「教学マネジメント委員会規程」という。）」に基づき、毎年度「自己点検・評価実施要領」を策定した上で実施しており、その結果を大学ホームページに掲載して社会に公表することで、内部質保証を推進している【資料2-4（ウェブ）～2-6（ウェブ）】。

- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、「内部質保証に関する規程」第6条に基づき、西南学院大学内部質保証推進委員会（以下、「内部質保証委員会」という。）を設置している【資料2-3（ウェブ）】。また、内部質保証委員会と連携しながら本学の内部質保証を推進する

組織として、全学における自己点検・評価に責任を負う全学評価委員会を設置し、その下に、各学部・各研究科・各部署の自己点検・評価のとりまとめを行う教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会(以下、「基本問題評価委員会」という。)を設置している。教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会の下には、各学部・各研究科・各部署が位置している。

内部質保証委員会は、本学の自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、改善方針の立案及び全学評価委員会への提言等を行うとともに、提言に基づく改善状況を把握し、管理する役割を担っている。全学評価委員会は、本学の自己点検・評価の内容について全学的観点から点検・評価し、内部質保証委員会の提言に基づいて、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会に「助言・指摘」、「改善指示」を行う役割を担う。教学マネジメント委員会は、本学の自己点検・評価のうち教育研究活動に関する基本的事項について、基本問題評価委員会は、大学の管理運営に関する基本的事項について、それぞれ点検・評価を行っており、その結果を全学評価委員会に報告している。また、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会は、全学評価委員会から受けた「助言・指摘」、「改善指示」をもとに、各学部・各研究科・各部署に改善を指示するとともに、改善を支援する役割も担っている。各学部・各研究科・各部署は、本学の理念・目的等の実現に向けて諸活動を展開しており、それらの諸活動について自己点検・評価を行うとともに、恒常的かつ継続的な改善活動を行う役割を担っている。

本学の内部質保証推進体制図は「自己点検・評価実施要領」に記載のとおりであり、各組織の権限と役割の詳細については以下のとおり規定している【資料 2-2】。

#### ○全学内部質保証推進組織とその他の会議体等の権限・役割

##### ・内部質保証委員会

内部質保証委員会の権限・役割については、「内部質保証に関する規程」第7条において、「内部質保証委員会は、自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果を部長会議に報告するとともに、それらの自己点検・評価がより内部質に資するものとなるための改善方針等を審議し、全学評価委員会に提言することを目的とする。」と規定されており、「内部質保証に関する規程」第8条に掲げる以下の業務を行う【資料 2-3 (ウェブ)】。

- ① 自己点検・評価の適切性及び有効性の点検・評価
- ② 自己点検・評価に係る改善方針の立案及び全学評価委員会への提言
- ③ 教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会への支援
- ④ その他本学の内部質保証に関する業務

##### ・全学評価委員会

全学評価委員会の権限と役割については、「自己点検・評価規程」第6条において、「全学評価委員会は、本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに学校教育法が定める認証評価への対応に関して総括し、本学の自己点検・評価活動の推進及び発展を図る。」と規定されており、個別評価委員会の自己点検・評価を総括するとともに、「自己点検・評価規程」第7条に掲げる以下の業務を行う【資料 2-4 (ウェブ)】。

- ① 自己点検・評価の基本計画及び実施項目に関する事項
- ② 個別評価委員会が取りまとめた自己点検・評価結果の集約及び承認



- ③ 個別評価委員会が取りまとめた自己点検・評価結果に対する助言・指摘及び改善指示
- ④ 内部質保証推進委員会からの提言への対応
- ⑤ 自己点検・評価総括結果の公表
- ⑥ 認証評価機関への申請及び評価結果への対応
- ⑦ その他自己点検・評価及び認証評価に関する事項

#### ・教学マネジメント委員会

教学マネジメント委員会の権限と役割については、「教学マネジメント委員会規程」第1条において、「西南学院大学及び西南学院大学大学院における教育活動の一連のプロセス（過程）のマネジメント（管理及び運営）を行うことを目的として設置する」と規定されており、「教学マネジメント委員会規程」第6条に掲げる以下の活動を行う【資料2-6（ウェブ）】。

- ① 教育課程の編成に関する全学的な方針の策定
- ② 大学基準のうち、教育及び学習に係る課題の改善
- ③ 府省が提示する各種基準（補助金受給要件を含む）に係る課題の改善
- ④ その他、教育活動の内部質保証推進のための諸活動

#### ・基本問題評価委員会

基本問題評価委員会の権限と役割については、「自己点検・評価規程細則」第6条において、「基本問題点検評価委員会は、大学の理念、社会連携、組織、人事、財政、施設等、大学の管理運営に関する基本的事項について全学的な立場から点検・評価」を行い、「点検・評価した結果について、毎年、全学評価委員会に報告」を行い、「基本的事項について改善が必要と認められた場合、各部署の改善を支援する」と規定されている【資料2-5（ウェブ）】。

#### ・各学部、各研究科、各部署

各学部・各研究科・各部署の権限と役割については、「内部質保証に関する規程」第6条第3項及び第4項において、「各学部、各研究科、各部署は、教学マネジメント委員会又は基本問題評価委員会の支援を受け、本学の理念・目的等の実現に向けて諸活動を展開し、「それらの諸活動が一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明すべく恒常的かつ継続的に改善活動を行う」と規定されている【資料2-3（ウェブ）】。なお、「自己点検・評価規程」第12条のとおり、各学部・各研究科・各部署は個別点検評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）を設置しており、個別評価委員会は、「自己点検・評価規程」第4条第1項において、「当該個別評価委員会が所管する事項について、自己点検・評価を行う」と規定されている。

各組織の権限と役割の詳細については上述のとおりであるが、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会の所管事項に関しては、一部課題を有している。

教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会は、自らが所管する事項に関して、各学部・各研究科・各部署の自己点検・評価の内容の検証から、改善の指示、支援、改善状況の把握までをすべて行うことを基本としている。しかしながら、「大学基準7.学生支援」に関する自己点検・評価においては、基本問題評価委員会が各学部・各研究科・各部署の自己点検・評価の内容の検証を、

基本問題評価委員会及び教学マネジメント委員会が改善の指示を、主に教学マネジメント委員会が改善の支援を行うというように、両委員会が関与する形となっている。

・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学では、「内部質保証の方針」においてPDCA サイクルを恒常的・継続的に運用していく旨を定めており、この方針に基づいて実際にPDCA サイクルを運用することで、本学の内部質保証を維持・向上している【資料 2-1（ウェブ）】。教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針については、建学の精神及び使命、大学及び大学院の理念・目的並びに「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程の編成・実施方針」、「入学者受入れの方針」（以下、これらを合わせて「3つの方針」という。）を起点としたPDCA サイクルを運用している【資料 2-7（ウェブ）～2-13（ウェブ）】。PDCA サイクルの運用プロセスの概要は次のとおりであり、詳細は「自己点検・評価実施要領」において定めている【資料 2-2】。

各学部・各研究科・各部局は、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、教育研究等の諸活動を展開しており、各学部・各研究科・各部局単位で設置している個別評価委員会において、「自己点検・評価シート」を用いた点検・評価を行っている。教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会は、それぞれが所管する事項に係る「自己点検・評価シート」の内容を検証の上、「自己点検・評価報告書」を作成し、全学評価委員会へ上程する。全学評価委員会は、「自己点検・評価シート」及び「自己点検・評価報告書」の内容を、全学的観点から検証して承認する。内部質保証委員会は、全学評価委員会による検証結果に基づいて、自己点検・評価の適切性及び有効性の点検・評価を行い、改善方針を立案後、全学評価委員会へ提言を行う。提言を受けた全学評価委員会は、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会に「助言・指摘」、「改善指示」を行い、指示を受けた教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会は、各学部・各研究科・各部局に改善を指示するとともに、その改善活動を支援する。指示を受けた各学部・各研究科・各部局は、改善活動に取り組み、改善の状況を、教学マネジメント委員会又は基本問題評価委員会、全学評価委員会を通じて、内部質保証委員会に報告する。内部質保証委員会は、改善状況の確認を行い、本学の内部質保証の推進状況を管理している。

以上のとおり、本学では、「内部質保証の方針」と連関する形で「内部質保証に関する規程」等の規程を整備しており、各種規程において、内部質保証の推進に関わる組織の権限と責任を明確化するとともに、推進のための手続について具体的に定めている。「内部質保証の方針」においてはPDCA サイクルの運用を明記しており、このような方針に基づくことで、内部質保証委員会を中心として、本学の理念・目的、各種方針を指針とした諸活動の実施と検証、検証結果を踏まえた改善・向上、すなわち内部質保証の適切かつ円滑な推進を実現している。

## 点検・評価項目 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点①：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点②：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

### <全学内部質保証推進組織・学内体制の整備>

本学では、2019年度に「内部質保証の方針」の策定及び「内部質保証に関する規程」の制定を行い、同方針及び規程に基づいて2020年度に内部質保証推進体制を刷新し、内部質保証委員会を中心とした体制へと移行した【資料 2-1（ウェブ）、2-3（ウェブ）、2-14】。本学の内部質保証推進体制の整備は完了しているが、今後も社会情勢等の変化を踏まえて適宜見直しを行っていく。

体制を刷新する前の2019年度までは、「自己点検・評価規程」及び「自己点検・評価規程細則」に基づき、全学評価委員会が、自己点検・評価の実施から結果の把握、改善に至るまでの全てのプロセスを担っていた。現在は、「内部質保証に関する規程」に則って、全学評価委員会による自己点検・評価の検証結果に基づき、内部質保証委員会が自己点検・評価の適切性及び有効性を検証し、改善方針を立案して、全学評価委員会へ提言を行っている。全学評価委員会は、提言の内容を確認した後、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会を通じて、各学部・各研究科・各部局に「助言・指摘」、「改善指示」を行う。各学部・各研究科・各部局は、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会の支援を受けながら、「助言・指摘」、「改善指示」に基づいて種々の改善を図り、その状況を教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会、全学評価委員会を通じて、内部質保証委員会に報告している【資料 2-2】。

以上のとおり、本学では、内部質保証委員会が、全学評価委員会等と連携しながら、自己点検・評価の適切性及び有効性の検証、改善方針の提言から改善に至るまでのプロセスを一括して管理しており、内部質保証の円滑な推進に寄与している。

### <全学内部質保証推進組織のメンバー構成>

内部質保証委員会のメンバー構成については、「内部質保証に関する規程」第9条において、以下のとおり規定している。

- ① 副学長（総務担当）（委員長）
- ② 副学長（教育・研究担当）
- ③ 大学院学務部長
- ④ 大学事務長（副委員長）
- ⑤ 総合企画部長
- ⑥ 企画課長
- ⑦ 教育推進課長
- ⑧ 大学院課長
- ⑨ 公益財団法人大学基準協会の認証評価委員経験者のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者
- ⑩ その他本学の教職員のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者

本学の内部質保証委員会のメンバー構成の特長は、認証評価委員経験者を含んでいる点である。2021年度においては、4名（教員2名、職員2名）の認証評価委員経験者に、内部質保証委員会の委員を委嘱した【資料 2-15】。これらの委員は、認証評価に携わった知見等を活かし、本学の自己

点検・評価を客観的な視点で検証した上で、改善方針の立案及び提言を行っている。このような工夫を図ることで、内部質保証委員会を実質的に機能させており、本学の諸活動における改善・向上の精度を高めている。

以上のとおり、本学では、2019年度に「内部質保証の方針」の策定や手続の整備（規程化）を行い、2020年度から、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として内部質保証委員会を設置している。内部質保証委員会は、全学評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会と連携しながら、本学におけるPDCAサイクルの運用を一括して管理しており、本学の内部質保証を牽引している。

点検・評価項目3：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点①：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点②：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点③：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点④：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点⑤：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点⑥：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点⑦：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定>

本学では、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方に準ずるものとして、大学全体・大学院全体のそれぞれにおいて、「3つの方針」を策定している【資料2-10、2-13（ウェブ）】。大学全体・大学院全体の「3つの方針」は、本学の建学の精神及び使命、大学・研究科の理念・目的に沿った形で、相互に関連しながら一体的に策定されている【資料2-7（ウェブ）～2-9（ウェブ）】。さらに、大学においては、2023年度より運用を開始する「3つの方針」に基づき、各学科の3つの方針の見直しを行った【資料2-11、2-12】。大学院においては、大学院全体の「3つの方針」と整合するように、研究科・専攻ごとに「3つの方針」を策定している【資料2-13（ウェブ）】。

大学については、2021年度に大学全体の「3つの方針」を策定し、2023年度から運用を開始する予定である。具体的には、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」という。）」において、各学士の教育課程に所定の期間在学し、卒業に必要な単位の修得を通じて、本学の定める知識・技能、思考力・判断力・表現力等、総合的な学修経験・創造性、態度・志向性を身に付けた者に対し、学士の学位を授与すると定めている。「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」という。）」においては、教育課程の編成方針として、DPに定める資質・

能力を涵養することを目指し、共通科目群及び専攻科目群によって、教育課程を編成し、授業科目の配置にあたっては、その順次性及び体系性を考慮すると定めている。教育課程の実施方針としては、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の修得を目的とするものについては、講義を中心とした授業形態を採り、総合的な学修経験・創造性や態度・志向性の修得を目的とするものについては、演習、実験、実習及び実技を中心とした授業形態を採ると定めている。「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「AP」という。）」においては、本学の教育理念に共感し、理念の実現のために本学が定める知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、目的意識・意欲を有する学生を求めるものとし、それらの資質・能力等を適切に評価するための選抜方法を定めている。

大学院についても、2021年度に大学院全体及び各研究科・専攻の「3つの方針」の全面的な改正を行い、2022年度から大学院のホームページ上で公表している。具体的には、博士前期課程・修士課程については、DPにおいて、学士課程教育によって習得した一般的教養及び専門的教養の上に、各研究科並びに各専攻の教育理念に沿って設定された授業科目を履修し、定められた単位を修得して、幅広く深い学識と知識の応用力の他、本学の定める能力及び態度を身につけ、各研究科が定める審査に合格した学生に学位を授与すると定めている。CPにおいては、DPを踏まえ、学士課程教育によって修得した能力を発展させ、専攻分野における研究能力及び専門的能力を養成するべく、適切な教育課程の編成方針を定めている。また、APにおいては、DPを踏まえ、専攻する研究分野を主体的に学修することができる基盤的な能力及び適性を備えている者の入学を求めるものとしている。

博士後期課程については、DPにおいて、博士前期課程・修士課程で身につけた研究能力、専門的能力及び知識の応用力をさらに高め、各研究科並びに各専攻の教育理念に沿って研究指導を受け、定められた単位を修得して、専攻分野における研究を自立して遂行できる能力の他、本学の定める能力及び態度を身につけ、各研究科が定める審査に合格した学生に学位を授与するものとしている。CPにおいては、DPを踏まえ、博士前期課程・修士課程教育によって修得した能力をさらに発展させ、専攻分野におけるより高度な研究能力及び専門的能力を養成するべく、適切な教育課程の編成方針を定めている。APにおいては、DPを踏まえ、修士の学位を有する者又はそれと同等の研究実績のある者であって、さらに高度の研究を行い、博士の学位を取得することができる能力及び適性を備えている者の入学を求めるものとしている。

なお、大学院の「3つの方針」の全面的改正は、大学院FD委員会及び大学院委員会が中心となって、教育課程及びその内容、方法の適切性を保つために行われたものであり、内部質保証委員会も、2021年度自己点検・評価結果に対する改善状況の報告を通して改正に至るまでの経緯を適切に把握している【資料2-16】。

#### <方針及び手続に従った内部質保証活動の実施>

上述のとおり、本学では、「内部質保証の方針」、「内部質保証に関する規程」、「自己点検・評価規程」、「自己点検・評価規程細則」及び「教学マネジメント委員会規程」に基づき、毎年度「自己点検・評価実施要領」を策定した上で自己点検・評価を実施し、その結果を大学ホームページに掲載して社会に公表することで、全学的な内部質保証の推進に取り組んでいる【資料2-1（ウェブ）～2-6（ウェブ）】。

<全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み>

内部質保証委員会を中心に据えた PDCA サイクルを機能させるために、本学では、全学評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会、個別評価委員会を設置している【資料 2-3 (ウェブ) ~2-6 (ウェブ)】。

全学評価委員会は、全学的観点から自己点検・評価の内容の検証を行っている。この検証結果に基づき、内部質保証委員会が自己点検・評価の適切性及び有効性を検証して、改善方針の立案及び全学評価委員会への提言を行う。全学評価委員会は、提言をもとに「助言・指摘」、「改善指示」という形で、各学部・各研究科・各部局へのフィードバックを実施する。

教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会は、全学評価委員会の下、各学部・各研究科・各部局の自己点検・評価の内容を、教育研究活動に関する基本的事項及び大学の管理運営に関する基本的事項に分け、検証を行っている。また、全学評価委員会から受けた改善指示等をもとに、各学部・各研究科・各部局に改善を指示するとともに、改善を支援している。

各学部・各研究科・各部局は、本学の理念・目的や「3 つの方針」等に基づいた諸活動を実施し、学部単位等で設置している個別評価委員会において、自らの活動に対する点検・評価をつぶさに行っている。点検・評価の結果抽出された問題点に対しては、改善・向上に取り組み、その改善状況について、教学マネジメント委員会又は基本問題評価委員会、全学評価委員会を通じて、内部質保証委員会へと報告している。

以上のように、本学では、内部質保証委員会による検証・管理の下、全学評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会、個別評価委員会が連携しながら、各学部・各研究科・各部局の諸活動を点検・評価しており、その結果をもとに、恒常的かつ継続的な改善活動が行われている。

<学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施>

各学部・各研究科・各部局は、本学の建学の精神及び使命、大学・研究科の理念・目的、「3 つの方針」に従って教育研究活動等に取り組んでおり、これらの活動について、全学評価委員が毎年作成する「自己点検・評価実施要領」に則り、自己点検・評価を実施している【資料 2-2】。

具体的な実施方法としては、各学部・各研究科・各部局は、「自己点検・評価シート」を用いて、根拠資料に基づいた自己点検・評価を行う。各学部・各研究科・各部局による点検・評価結果(案)は、個別評価委員会において検証がなされ、その検証結果は、教学マネジメント委員会又は基本問題評価委員会、全学評価委員会による検証を経て、内部質保証委員会へと報告される。

2021 年度は、「大学基準 2 (内部質保証)、3 (教育研究組織)、4 (教育課程・学習成果)、5 (学生の受け入れ)、10 (大学運営・財務)」に係る項目を点検・評価項目として、上述してきたプロセスに従って、全学的に自己点検・評価を実施した【資料 2-17~2-19】。

<学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

内部質保証委員会は、自己点検・評価の検証を通して抽出された問題点に対して、改善方針の立案と提言を行っており、全学評価委員会は、内部質保証委員会の提言に基づき、各学部・各研究科・各部局に「助言・指摘」、「改善指示」を行っている【資料 2-20】。改善指示等を受けた各学部・各

研究科・各部署は、教学マネジメント委員会及び基本問題評価による支援を受けながら、改善・向上に計画的に取り組み、その改善状況について、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会、全学評価委員会を通じて、内部質保証委員会へと報告している【資料 2-16】。

例えば、「自己点検・評価報告書」に基づき、近年、改善・向上に取り組んだ事例として、大学院の収容定員の見直しが挙げられる。

2021 年度自己点検・評価の結果、複数の研究科において収容定員に対する在籍学生数比率が低いという問題点が抽出され、このような自己点検・評価結果に基づき、内部質保証委員会から速やかな改善が望まれるとの提言が出された。提言を受けて、全学評価委員会が、教学マネジメント委員会を通じて、各研究科及び大学院課に「助言・指摘」を行った。「助言・指摘」を受けて、大学院委員会を中心に協議を重ねた結果、2023 年度より収容定員を約 35%減らし、定員実質化が図られた。

このように、自己点検・評価及びその検証に基づく内部質保証委員会の提言が、各学部・各研究科・各部署の諸活動の改善・向上へと着実に繋がっている。

<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応>

本学では、外国語学部外国語学科の設置に伴い、2020 年度から完成年度である 2023 年度まで文部科学省へ設置計画履行状況報告書を毎年提出することになっており、2020 年度及び 2021 年度のいずれも、文部科学省からの指摘事項はなかった【資料 2-21、2-22】。

認証評価機関等からの指摘事項については、本学では、2017 年度に公益財団法人大学基準協会による「大学評価（認証評価）」を受審し、「大学基準に適合している」との認定を受けたが、同時に 7 項目の提言（努力課題）が付された。これら 7 項目については、全学評価委員会が担当部署を割り振って、各学部・各部署・各研究科において改善に取り組み、改善の進捗状況を全学評価委員会が定期的に確認している。2021 年 7 月には、これらの改善状況を「改善報告書」にまとめて公益財団法人大学基準協会へ提出し、2022 年 3 月 30 日付で、公益財団法人大学基準協会から改善結果の検討結果についての通知を受けたが、追加の改善事項はなかった【資料 2-23】。

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

学内における点検・評価の客観性、妥当性の確保については、全学評価委員会で承認された「自己点検・評価報告書」を、内部質保証委員会が検証することによって、第三者的視点から自己点検・評価の適切性及び有効性を検証できるようにしている【資料 2-19、2-20】。さらに、「公益財団法人大学基準協会の評価委員経験者のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者」として 4 名（教員 2 名、職員 2 名）に内部質保証委員会の委員を委嘱しており、認証評価委員経験者の知見等を活かして、本学の自己点検・評価における客観性、妥当性を高めている【資料 2-15】。

学外における点検・評価の客観性、妥当性の確保については、全学評価委員会で承認された「自己点検・評価報告書」に基づき、「大学評価（認証評価）」を受審することによって、学外からの客観的な評価を受ける仕組みとなっている。また、「大学評価（認証評価）」以外の外部評価の導入については、2018 年度に東北学院大学と相互評価に関する協定を締結している【資料 2-24】。2021 年度には、「2021 年度相互評価実施要領」に基づき、「大学基準 4（教育課程・学習成果）」について相互評価を実施した【資料 2-25、2-26（ウェブ）】。相互評価の結果は、内部質保証委員会にも報告を行っている【資料 2-27】。2022 年度以降も両大学にて協議の上、相互評価の実施を予定しており、

本学における自己点検・評価の客観性、妥当性の更なる上積みを図っていく。

**点検・評価項目 4：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

**評価の視点①：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表**

**評価の視点②：公表する情報の正確性、信頼性**

**評価の視点③：公表する情報の適切な更新**

＜教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表＞

教育研究活動情報については、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に基づき、大学ホームページの「情報公開－教育研究基本情報」において、法令により定められている事項を漏れなく公表している【資料 2-28 (ウェブ)】。自己点検・評価結果については、大学ホームページの「情報公開－自己点検・認証評価」において、自己点検・評価結果及び認証評価結果を掲載している【資料 2-29 (ウェブ)、2-30 (ウェブ)】。財務情報については、大学ホームページの「情報公開－事業計画・財務」において、2004 年度以降の財務に関する情報（予算書・決算書等）を公開しており、中長期における本学の財政状況の変化を確認することができる【資料 2-31 (ウェブ)】。その他の諸活動の状況等についても、大学ホームページやメールマガジン、「西南学院 Letter」、大学ポートレート等で広く情報を発信し、社会に対する説明責任を果たしている。

なお、情報をスムーズに入手できるように「情報公開」のページは大学ホームページのトップ画面から 1 クリックでアクセスできるようにしており、情報の理解がしやすいようにカテゴリごとに分けて情報を掲載している。

＜公表する情報の正確性、信頼性＞

＜公表する情報の適切な更新＞

上記の情報を含む大学ホームページの情報は、毎年 5 月の年度更新をはじめ、各部署が情報の正確性、信頼性を確認した上で、適宜最新の情報に更新している。

**点検・評価項目 5：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。**

**また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点①：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価**

**評価の視点②：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用**

**評価の視点③：点検・評価結果に基づく改善・向上**

＜全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価＞

本学では、「自己点検・評価実施要領」のとおり、公益財団法人大学基準協会の示す大学基準に沿って、自己点検・評価を実施している【資料 2-2】。全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性については、「大学基準 2. 内部質保証」の点検・評価項目に基づいて点検・評価を行っているが、本学では大学基準の 10 項目を 5 項目ずつに分けて、毎年項目を入れ替えながら自己点検・評価を実施している。



直近の事例として、全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性については、2021 年度に、各部署が「自己点検・評価シート」を用いて、根拠資料に基づき、点検・評価を実施している【資料 2-17】。基本問題評価委員会は、各部署が作成した「自己点検・評価シート」の内容を検証した上で「自己点検・評価報告書」を作成し、全学評価委員会は、全学的観点から「自己点検・評価シート」及び「自己点検・評価報告書」の内容の検証を行った【資料 2-19】。内部質保証委員会は、全学評価委員会の検証結果をもとに、自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果、「大学基準 2. 内部質保証」に関しては記述が不足しているため改善を求める旨の提言を行った【資料 2-20】。提言を受けた全学評価委員会は、基本問題評価委員会を通じて、各部署に具体的な記述を求める旨の「助言・指摘」を行った。この「助言・指摘」を受けて、次年度以降は、記述が不足していた箇所について具体的に記述することを予定している【資料 2-16】。

また、2022 年度には内部質保証をテーマにして、東北学院大学との相互評価を実施する予定であり、相互評価結果を活用して、本学の内部質保証システムの適切性、有効性を客観的に検証することを予定している。

#### <点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用>

点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用については、各学部・各研究科・各部署が用いる「自己点検・評価シート」に根拠資料欄を設けており、根拠資料に基づいて点検・評価を行うように促している【資料 2-17、2-18】。また、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会が「自己点検・評価報告書」を作成する際に、根拠資料の収集を行っており、収集した根拠資料については、全学評価委員会及び内部質保証委員会において検証がなされている。

#### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学では、「大学基準 2. 内部質保証」の点検・評価項目に沿って、隔年で内部質保証に関する自己点検・評価を行っている【資料 2-2】。内部質保証に係る自己点検・評価においては、内部質保証委員会が中心となって点検・評価の内容の妥当性を検証し、改善方針の提言が示された場合は、全学評価委員会の指示により、基本問題評価委員会及び各部署が改善に取り組む体制を構築している。

また、2021 年度の東北学院大学との相互評価において、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会と、その他の個別評価委員会の関係性が規程上わかりづらいとの意見を頂いたため、「内部質保証に関する規程」及び「自己点検・評価実施要領」の改正を行った。

以上のとおり、自己点検・評価及び相互評価の結果を、内部質保証システムの改善・向上に結び付けている。

## 2. 長所・特色

本学では、「内部質保証の方針」及び「内部質保証に関する規程」等の規程に基づき、内部質保証委員会が中心となって、全学評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会、各学部・各研究科・各部局と役割を分担しながら、自己点検・評価の適切性及び有効性の検証、改善方針の提言から改善に至るまでのプロセスを一括して管理している。

さらに、本学では、東北学院大学との相互評価の実施により、自己点検・評価の適切性を客観的に評価するとともに、教育研究活動等のさらなる改善・向上につなげている。

以上のような工夫から、本学ではPDCAサイクルを円滑に運用できており、2020年度及び2021年度 の設置計画履行状況報告書に関しては、文部科学省からの指摘事項はなく、2017年度に受審した認証評価で付された努力課題に対する改善報告書においても、公益財団法人大学基準協会から追加の改善事項は付されていない。

## 3. 問題点

本学では、内部質保証のための全学的な方針及び手続、体制が整備されており、内部質保証システムが概ね有効に機能しているものの、一部、円滑に機能していないと考えられる箇所も存在している。具体的には、「大学基準 7. 学生支援」に関する自己点検・評価において、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会の両委員会が所管する形となっており、これは、両委員会の役割の明示が不足していることに起因するものである。また、「2021年度自己点検・評価シート」及び「2021年度自己点検・評価報告書」に、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定についての具体的な記述がなかったため、内部質保証委員会から具体的な改善方針の提言が示されず、全学評価委員会からの具体的な「助言・指摘」、「改善指示」もないまま、教学マネジメント委員会が自律的に検討や見直しを進めているという現状がある。内部質保証システムをより実質的に機能させていくという点について、内部質保証委員会を中心に、全学評価委員会と連携しながら、引き続き検討を行うことが求められる。

## 4. 全体のまとめ

内部質保証のための全学的な方針及び手続の明示については、「内部質保証の方針」、「内部質保証に関する規程」、「自己点検・評価規程」、「自己点検・評価規程細則」、「教学マネジメント委員会規程」及び「自己点検・評価実施要領」を定め、大学ホームページにて公開している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制としては、内部質保証委員会を中心とした体制を整備しており、内部質保証委員には副学長や大学事務長、認証評価委員経験者を含んでいる。

内部質保証システムについて、本学の各学部・各研究科・各部局は、建学の精神及び使命、大学・研究科の理念・目的、「3つの方針」に基づいて教育研究活動等に取り組んでおり、規程等に則り、これらの活動に対して毎年自己点検・評価を実施している。自己点検・評価結果に対しては、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会、全学評価委員会による内容の検証を経て、内部質保証委員会による適切性及び有効性の検証が行われる。内部質保証委員会は、検証結果をもとに、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会、全学評価委員会を通じて、各学部・各研究科・各部局へ「助言・指摘」「改善指示」を行う。各学部・各研究科・各部局は、改善・向上に計画的に取り組み、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会、全学評価委員会を通じて、内部質保証委員会へ改善状

況を報告する。このように、本学では、内部質保証委員会が PDCA サイクルの運用を一括して管理する仕組みを構築しており、このことによって、内部質保証システムを有効に機能させている。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動等の状況等については、大学ホームページにて公開し、学生及び教職員並びに社会一般に対して広く周知している。

内部質保証システムの適切性については、「大学基準 2. 内部質保証」の点検・評価項目に沿って、根拠資料に基づく自己点検・評価を隔年で行い、継続的な改善・向上に取り組んでいる。2022 年度には、内部質保証をテーマとして東北学院大学との相互評価も予定している。なお、本学においては、2020 年度に内部質保証推進体制を刷新したばかりであるため、今後も内部質保証システムの適切性及び有効性を注視し、必要に応じて、さらなる改善・向上を図っていく必要があると考える。

以上のことから、内部質保証システムをより実質的に機能させていくという点において一部課題を有するものの、内部質保証については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

#### 4-5. 提出資料一覧／西南学院大学

点検・評価報告書			
大学基礎データ			
基礎要件確認シート			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
2 内部質 保証	大学ホームページ／情報公開／自己点検・認証評価／本学の内部質保証	○	2-1
	西南学院大学 2021 年度自己点検・評価実施要領		2-2
	西南学院大学内部質保証推進体制及び手続に関する規程	○	2-3
	西南学院大学自己点検・評価規程	○	2-4
	西南学院大学自己点検・評価規程細則	○	2-5
	西南学院大学教学マネジメント委員会規程	○	2-6
	大学ホームページ／西南学院大学について／大学概要／創立者・建学の精神／創立者と建学の精神	○	2-7
	西南学院大学学則	○	2-8
	西南学院大学大学院学則	○	2-9
	2022 年 3 月 23 日部長会議資料（西南学院大学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーについて（案））		2-10
	2021 年 11 月 30 日教学マネジメント委員会資料（教育課程見直しに伴う各学科の DP 及び CP について）		2-11
	2021 年 11 月 30 日教学マネジメント委員会資料（アドミッション・ポリシー作成に係る指針の策定について）		2-12
	大学院ホームページ／大学院について／3つのポリシー	○	2-13
	2019 年 10 月 21 日全学点検評価委員会議事録（協議 1. 西南学院大学における内部質保証推進について）		2-14
	2021 年度内部質保証推進委員会名簿		2-15
	2022 年 3 月 15 日内部質保証推進委員会資料（2021 年度自己点検・評価結果に対する対応・改善状況について（報告））		2-16
	2021 年 8 月 31 日内部質保証推進委員会資料（2021 年度自己点検・評価シート（基準 2.3.10 抜粋））		2-17
	2021 年 8 月 31 日内部質保証推進委員会資料（2021 年度自己点検・評価シート（基準 4.5 抜粋））		2-18
	2021 年 8 月 31 日内部質保証推進委員会資料（2021 年度自己点検・評価報告書）		2-19
	2021 年 10 月 13 日全学点検評価委員会資料（2021 年度自己点検・評価結果に対する提言）		2-20
	令和 2 年度設置計画履行状況等調査の結果について（2 文科高第 1265 号）		2-21

令和3年度設置計画履行状況等調査の結果について（3文科高第1652号）		2-22
2022年4月12日全学点検評価委員会資料（「改善報告書」の検討結果について（通知））		2-23
東北学院大学と西南学院大学との相互評価に関する協定書		2-24
2021年度相互評価実施要領		2-25
大学ホームページ／西南学院大学について／情報公開／自己点検・認証評価／東北学院大学との相互評価	○	2-26
2022年3月15日内部質保証推進委員会開催通知（報告3.2021年度東北学院大学との相互評価結果について）		2-27
大学ホームページ／西南学院大学について／情報公開	○	2-28
大学ホームページ／西南学院大学について／情報公開／自己点検・認証評価／自己点検評価	○	2-29
大学ホームページ／西南学院大学について／情報公開／自己点検・認証評価／認証評価	○	2-30
大学ホームページ／西南学院大学について／情報公開／事業計画・財務／財務公開・事業報告	○	2-31

## 4-6. 西南学院大学に対する評価結果

### I 総 評

2022年度の相互評価のテーマは、(公財)大学基準協会の定める大学基準の基準2〔内部質保証〕であり、特に内部質保証体制の構築、PDCAサイクルの確立及び内部質保証システムの適切性に関する点検・評価の3つが焦点となっている。

西南学院大学は、2019年度に「内部質保証の方針」を定め、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として2020年に内部質保証委員会を設置するとともに、全学における自己点検・評価に責任を負う組織として全学評価委員会を設置し、その下に各学部・各研究所・各部局の点検とりまとめを行う教育マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会を置き、さらにその下に各学部・各研究科・各部局が個別点検評価委員会が位置するという体制を構築している。

また、毎年「自己点検・評価実施要領」を策定してPDCAサイクルの運用プロセスを具体的に定め、自己点検・評価を行う教職員に明示している点は、内部質保証体制について教職員に理解を促す啓発活動の一環として評価できる。

内部質保証システムが有効に機能している例としては、2021年度に大学全体の「3つの方針」を策定し、2023年度から運用を開始する予定であることが挙げられる。また、大学院については、2021年度に大学院全体及び各研究科・専攻の「3つの方針」の全面的な改正を行い、2022年度から大学院のホームページ上で公表している。それぞれの「3つの方針」が、大学のホームページに公表されている建学の精神及び使命、大学・研究科の目的に沿った形で相互に関連しながら一体的に策定されていることが分かる。

上記のように、内部質保証委員会を管理主体とした体制に移行することで、PDCAサイクルの一括した管理がより整備されたことが確認できるが、その一方で、点検・評価体制が各学部・各研究科・各部局、教育マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会の連携の中で、一見して「三重チェック」になっていることにより業務負担が過大となっていないか懸念される意見もあった。

また、西南学院大学では、大学基準の10項目を5項目ずつに分けて、毎年項目を入れ替えながら自己点検・評価を実施しているが、内部質保証委員会が全学点検評価委員会の検証結果をもとに自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果、「大学基準2. 内部質保証」の記述が不足しているとして改善を求める旨の提言を行っている。さらに、本学との相互評価を活用して、西南学院大学の内部質保証システムの適切性、有効性を客観的に検証することとしている。

点検・評価の客観性、妥当性を評価する仕組みとして、学内の内部質保証委員会、学外の「大学基準協会による認証評価」及び「東北学院大学との相互評価」を位置付けている。一方で、学外者（地域の関係者、経済界及び産業界、学外の教育機関の関係者等）による意見収集等の取り組みは行っていないようである。可能であれば、学外者による外部的な評価体制を手厚くし、より客観性を増した点検・評価体制の構築を検討されたい。

## II 概評及び提言

### <概評>

#### 1 内部質保証

##### ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための方針については、2019年度に「内部質保証の方針」を「本学の理念・目的を達成するために、恒常的・継続的に教育・研究の質と学生の学習成果の向上を図るための体制を機能させ、その内部質保証の活動状況を公表することによって社会に対する説明責任を果たすものとする」と定められ、大学ホームページで公表されている。

内部質保証のための手続きについては、「内部質保証に関する規定」において定められている。内部質保証を適切に行うための自己・点検評価については、「自己点検・評価規定」、「自己点検・評価規定細則」、「教学マネジメント委員会規定」において定められている。これら4つの関係規定は大学のホームページで公表され、内部質保証推進に責任を負う全学的な組織として内部質保証委員会を設置すること、全学における自己点検・評価に責任を負う組織として全学点検評価委員会を設置すること、その下に各学部・各研究所・各部局の点検とりまとめを行う教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会を設置すること、その下に各学部・各研究科・各部局が個別点検評価委員会を設置しながら位置することが明示されている。加えて、毎年「自己点検・評価実施要領」を策定し、PDCAサイクルの運用プロセスを具体的に定め、自己点検・評価実施を行う教職員に明示されていることが確認できた。

2020年度から内部質保証委員会を設置し、自己点検・評価の実施主体と管理主体が整理されたことが理解できた。その一方で、教学マネジメント委員会と基本問題点検評価委員会の所管事項に曖昧さがあるという意見が本学から出され、また個別点検評価委員会の構成メンバーである各教職員の理解不足が見られることが課題として挙げられた。前者は内部質保証委員会での提言を通し、後者は学内に説明会やミーティングによる内への明示に向けての取り組みを通し、今後の改善状況に期待したい。

##### ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2020年度に内部質保証推進体制を刷新し、現在では内部質保証委員会を中心とした体制に移行されていることが確認できた。この体制においては、内部質保証委員会を管理主体とし、全学点検評価委員会、教育マネジメント委員会および基本問題点検評価委員会、各学部・各研究科・各部局との連携の中で、自己点検・評価の検証、改善方針の提言から改善に至るまでの一連のプロセスが構築されている。

内部質保証委員会のメンバー構成は、「内部質保証に関する規程」第9条により、副学長（総務担当）を委員長に、副学長（教育・研究担当）、大学院学務部長、大学事務長、総合企画部長、企画課長、教育推進課長、大学院課長、公益財団法人大学基準協会の認証評価委員経験者のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者、その他西南学院大学の教職員のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者、と定められている。

2019年度までの自己点検・評価の実際から結果の把握、改善に至るまでの全てのプロセスを全学点検評価委員会が担っていたのに対し、内部質保証委員会を管理主体とした体制に移行することで、PDCAサイクルの一括した管理がより整備されたことが確認できた。その一方で、点検・評価

体制が各学部・各研究科・各部局、教育マネジメント委員会及び基本問題点検委員会、全学点検評価委員会の連携の中で「三重チェック」になってしまうことでの業務の負担、PDCA サイクルの各工程を担う組織の明確化、内部質保証委員会のメンバーへの外部からの招聘が確認すべき課題として挙げられた。今後も社会情勢等の変化を踏まえて適宜見直しを行うという姿勢の中、検討されていくことを期待したい。

### ③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定＞

大学については、2021年度に大学全体の「3つの方針」を策定し、2023年度から運用を開始する予定であることが確認できた。大学院については、2021年度に大学院全体及び各研究科・専攻の「3つの方針」の全面的な改正を行い、2022年度から大学院のホームページ上で公表されている。それぞれの「3つの方針」が、大学のホームページで公表されている建学の精神及び使命、大学・研究科の目的に沿った形で、相互に関連しながら一体的に策定されていることが確認できた。

＜方針及び手続に従った内部質保証活動の実施＞

貴大学は、建学の精神や教育目標を踏まえ、学位プログラム毎に教学上の3つの方針を設定し、教育活動を行っている。また「内部質保証の方針」、「内部質保証に関する規程」、「自己点検・評価規程」、「自己点検・評価規程細則」及び「教学マネジメント委員会規程」に基づき、毎年度自己点検・評価を実施し、評価結果は大学ホームページに掲載し社会に公表している。これらのことから西南学院大学は教学上3つの方針を基礎に、関係諸規定の手続きに従い内部質保証活動を行っていることが確認できた。

＜全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み＞

西南学院大学は内部質保証委員会を中心とし、PDCAサイクルを機能させるために、全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会並びに個別点検評価委員会を設置している。教学マネジメント委員会と基本問題点検評価委員会は概ね教学部門と管理部門の役割を持ったPDCAサイクルを構成していることが理解できた。その一方で、大学基準7. [学生支援]（「大学基準」公益財団法人大学基準協会）に関連し、正課外教育の対応について所管の曖昧さが課題となっていたが、2022年度の自己点検・評価において課題が共有され改善される予定である。今後の改善状況に期待したい。

＜学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施＞

西南学院大学の各学部・各研究科・各部局は、建学の精神及び使命、大学・研究科の理念・目的、「3つの方針」に従って教育研究活動に取り組んでおり、全学評価委員が毎年作成する「自己点検・評価実施要領」に基づき自己点検・評価を実施している。また、その検証結果を内部質保証委員会へ報告している。こうした一連の取り組みを毎年度実施している点について、学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施として評価したい。

＜学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施＞

内部質保証委員会は、自己点検・評価の検証を通して抽出された問題点に対して、改善方針の立案と提言を行っている。また、全学点検評価委員会は内部質保証委員会の提言に基づき、各学部・



各研究科・各部局に「助言・指摘」、「改善指示」を行っている。近年、改善・向上に取り組んだ事例に、大学院の収容定員の見直しの事項を確認した。2021年度に内部質保証委員会から改善の要望が提言され、2023年度より改善の実質化が図られる予定であり、今後の改善状況及び検証結果に期待したい。またこうした取り組みから、各学部・研究科・部局の諸活動の改善・向上へとつながっていることを評価したい。

＜行政機関・認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応＞

西南学院大学は2017年度に公益財団法人大学基準協会による「大学評価（認証評価）」において7項目の提言（努力課題）が付されたが、これに対する対応として、全学点検評価委員会を中心とした定期的な確認を行い「改善報告書」をまとめ、公益財団法人大学基準協会へ提出した。また、外国語学部外国語学科の設置に伴い文部科学省への設置計画履行状況報告書の提出及び学外（社会）に対しては大学ホームページに掲載し広く周知している。これらのことから西南学院大学は学内の定期的な点検の実施及び学外へ公表を行い、適切に対応していることを確認した。

＜点検・評価における客観性、妥当性の確保＞

西南学院大学は点検・評価における客観性、妥当性の確保するために「公益財団法人大学基準協会による認証評価」及び「東北学院大学との相互評価」に取り組んでいる。一方で、学外者（地域の関係者、経済及び産業界、学外の教育機関の関係者等）による意見収集等の取り組みは行っていない。学外者による外部的な評価体制を手厚くし、より客観性の伴う点検・評価体制の構築ができることを望みたい。

#### ④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

西南学院大学の公式ホームページにおいて、「教育研究基本情報」として教育研究活動および大学に関する各種の情報を公開していることが確認できた。

教育研究活動については「教育・研究」のページにおいてその取り組みが各項目に分かれて説明されていた。また、「授業科目・内容・年間計画、授業評価アンケート」の項目や「教員組織、教員数、各教員の学位・業績」の項目から、教育・研究活動内容についての具体的な情報にアクセスできることが確認できた。

自己点検・評価結果については、「情報公開－自己点検・認証評価」において自己点検・評価結果及び認証評価結果を掲載していることが確認できた。併せて東北学院大学との相互評価についても公開されていることが確認できた。さらに、自己点検結果や相互評価等において指摘された事項について、次年度以降の自己点検の際に検討結果を記述していることが確認できた。

財務情報については、大学ホームページにおいて財務に関する情報（予算書・決算書等）を公開していることが確認できた。

必要な情報については概ね「情報公開」のページに集約しているとともに、トップページからアクセスしやすい状況になっている。社会に対しての説明責任を果たしていることを確認できた。

ただし、個々の教員の具体的な教育活動・研究活動については、教員個々のページにアクセスする必要があるが、またその内容も定期的な更新を行っているかどうかは確認できなかった。例えば、東北学院大学では、「教員業務活動報告書」を毎年作成・公表しており、年次毎に各教員がどのような活動を行ったか具体的に記述することになっている。この報告書では個々の教員が当年の教育研

究活動を振り返るとともに次年度の目標を記述するものとなっている。個々の教員の研究教育活動の自己点検に対応するものであるとともに、これを公表することで個々の教員の自己点検結果の公開にも対応するものとなっている。

**⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

内部質保証システムとして、各学部・各研究科・各部局が行った諸活動に対して、はじめに各学部等の個別点検評価委員会が点検・評価を行い、次に教学マネジメント委員会・基本問題点検評価委員会がマネジメントを行いつつ点検・評価を行い、最後に全学点検評価委員会が全学的観点から点検・評価を行う構造となっていることを確認した。またこれらのシステムが有効に機能しているかを評価する仕組みとして、学内に内部質保証委員会、学外に①「大学評価（認証評価）＝公益財団法人 大学基準協会による認証評価」、②「東北学院大学との相互評価」を位置付け、これらが有効に機能していることを確認できた。ただし、内部質保証委員会は学内の委員で構成されていること、東北学院大学との相互評価は内部質保証システムの有効性を確認すること以外の機能も有していることに鑑みると、内部質保証システムの適切性を定期的に点検・評価しているとは言えない状況である。学内の内部質保証委員会や東北学院大学との相互評価は PDCA の中に一部組み込まれている部分があり、これを内部質保証システムの適切性を検証する外部評価として位置付けると、自分自身の活動を自ら評価することになる懸念がある。例えば、産官等の分野で活躍している卒業生や大学後援会等の構成員など、大学の伝統と社会が求める西南学院大学の立ち位置を理解している方などを含めた外部評価委員会を組織することを提案する。

なお、内部質保証システムを点検する仕組みではないが、FD 推進委員会の下に設置された授業評価検討委員会においては、教員・事務職員に加えて学生（学生自身が主体的に選んだ学生を含む）を評価委員に加えている点は新しい取り組みとして評価できる。この仕組みが、学生自身が求める内部の質に対して現状の満足度を測る・改善する直接的評価方法として機能することが期待される。

**<提言>**

**長所**

- 1) 毎年「自己点検・評価実施要領」を策定して PDCA サイクルの運用プロセスを具体的に定め、自己点検・評価を行う教職員に明示している点は、内部質保証体制について教職員に理解を促す啓発活動の一環として評価できる。
- 2) 各学部・各研究科・各部局が毎年自己点検・評価を実施し、内部質保証委員会はこの検証を通して抽出された問題点に対して改善方針の立案と提言を行い、全学点検評価委員会は内部質保証委員会の提言に基づき、各学部・各研究科・各部局に「助言・指摘」、「改善指示」を行っていること、さらに内部質保証委員会へ対応・改善状況の報告を行っているという一連の取り組みが着実に実施され、各学部・研究科・部局の諸活動の改善・向上へとつながっていることは評価できる。
- 3) FD 推進委員会の下に設置された授業評価検討委員会においては、教員・事務職員に加えて学生を評価委員に加えている点は、学生自身が求める内部の質に対して現状の満足度を測り改善する直接的評価方法として新しい取り組みであり、評価できる。

## 課題

- 1) 点検・評価体制において、各学部・各研究科・各部局、教育マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会の連携の中で、「三重チェック」となっていることにより業務負担が過大となっていないか懸念される。より効率的な点検・評価体制の検討が望まれる。
- 2) 点検・評価の客観性、妥当性を評価する仕組みとして、学外者（地域の関係者、経済界及び産業界、学外の教育機関の関係者等）による意見収集等の取り組みは行っていない。学外者による外部的な評価体制を導入するなど、より客観性を増した点検・評価体制の構築を検討されたい。

以 上

## 5. 2022年度相互評価総括

### 5-1. 両大学担当部署・評価委員による振りかえり

日 時：2022年12月6日（火）17:30～18:45

開催方法：ZOOM（オンライン開催）

出席者：

東北学院大学

副学長（点検・評価担当）	中沢 正利
文学部 准教授	井出 達郎※
工学部 教授	山口 晶※
学長室政策支援 IR 課 課長	阿部 文智
学長室政策支援 IR 課 課長補佐	齋藤 渉
学長室政策支援 IR 課 係長	武蔵 幸子

※評価委員

西南学院大学

副学長（総務担当）	石森 久広
外国語学部 教授	伊藤 彰浩※
人間科学部 教授	中村 奈良江※
学術支援部 事務部長	平山 崇※
総合企画部企画課 課長	永野 健一郎
総合企画部企画課 副課長	中山 英人
総合企画部企画課 課員	植村 麻美

※評価委員

#### 1 主旨および進行方法説明

はじめに、西南学院大学の永野総合企画部企画課課長より、「本年度の相互評価においては、10月19日に質疑応答ヒアリングを実施した後、両大学の相互評価委員が評価結果を執筆し、11月25日に評価結果を相互に提出したところである。本日は、評価結果について、それぞれの評価委員から改めて講評をいただくとともに、評価結果を受けての所感を共有し、次年度以降の活動に向けての意見交換等を行いたい。」旨、述べられた。

#### 2 東北学院大学の評価結果についての講評及び評価結果を受けての所感

西南学院大学の伊藤外国語学部教授、中村人間科学部教授、平山学術支援部事務部長より、以下のとおり、評価結果について講評が述べられた後、東北学院大学の中沢副学長、齋藤学長室政策支援 IR 課課長補佐より、評価結果を受けての所感が述べられた。

##### 【西南学院大学評価委員による評価結果についての講評】

伊藤外国語学部教授

- ・ 点検・評価項目①について、「内部質保証に関する基本方針」において、内部質保証のシステム化や、内部質保証の中核は教育の質保証であること、教育成果が重視されなければならないこと、

内部質保証システムは外部に開かれていなければならないことについて明示している点に感銘を受けた。基本方針に掲げる6項目を守っていけば、素晴らしい内部質保証システムを作り、機能させていくことができると考える。また、「東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程」において、内部質保証を恒常的・継続的活動という言葉でまとめており、内部質保証に努めることを責務であると宣言している点は、高く評価できる。

- ・ 点検・評価項目②について、点検・評価報告書の4頁の「東北学院大学内部質保証システム体系図」に記載されているとおり、PDCAサイクルのそれぞれのパートを担う関係委員会が体系的に整備されており、継続的活動を意識した体制が整っていることを確認できた。さらに、学識経験者、地方自治体、産業界、市民団体、学生の意見を内部質保証システムのどの部分に反映させていくかということについて方針を示しており、IRも含め、高等教育の動向等に目配りしながら諸活動を進めていく旨を宣言している点が、今後、PDCAサイクルをさらに適切に機能させて、教育水準を高め、外部に開かれたより良い私立大学を作っていく上で、重要になってくると感じた。

中村人間科学部教授

- ・ 点検・評価項目③について、各種規程を整備した上で取組みを実施し、当該取組みについてきちんと公表していることから、内部質保証システムが有効に機能していると評価した。
- ・ 教学改革推進委員会の構成員に学長が含まれており、学長自らが学内の状況を適切に把握されているのだろうと拝察した。
- ・ 学部及び研究科による点検・評価について、原則3年毎に自己点検・評価を実施している他、「TG Grand Vision 150」の実行計画に基づき、1年毎に点検・評価を実施している点は、PDCAサイクルを途切れさせずに次年度の活動へ繋げていく仕組み作りとして評価できる。
- ・ 文部科学省からの指摘や認証評価における指摘事項については、対応・改善状況を報告書に纏めて可視化しており、この点からも内部質保証システムが有効に機能していることが窺える。
- ・ 点検・評価の際にテーマを絞り、改善に重点的に取り組もうとしている点も評価できる。
- ・ 外部評価の実施によって、学内だけでは得られにくい視点を取り込もうとする姿勢が素晴らしいと感じた。長所にも記載したが、一部の教職員だけで内部質保証に取り組むのではなく、教員・職員・学生が三位一体となるように学生への働きかけを行っており、その点が高く評価できる。

平山学術支援部事務部長

- ・ 点検・評価項目④について、教育・研究活動や自己点検・評価結果、財務等の情報を、適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしているとして評価した。特に、「数字で見る東北学院大学」のページについては、視覚的なわかりやすさに配慮しており、かつ、情報が遅滞なく更新されていて、好感が持てる。
- ・ 点検・評価項目⑤について、内部質保証システムの適切性について、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを実施していることを確認した。具体的に述べると、内部質保証委員会が点検・評価した結果を学長に報告し、内部質保証システムの改善方策を学長に提言している点が高く評価できる。また、外部評価委員会による点検・評価が非常に有効に機能しており、点検・評価結果を成果に繋げている点が評価できる。なお、既存の内部質保証体系の枠組みでは継続的な改善に資するPDCAサイクルが機能しにくい場面があることを認識しており、規程等の改正を検討している点について、本学の相互評価委員からは、長所として取り上げても良いのではないかと意見が上がったが、長所とまでは言えないと考え、今回は概評にお

けるコメントに留めている。

- ・ 長所1について、教学に関する懇話会によって、地域や社会、学生代表の意見を取り入れている点を高く評価した。長所2について、大学ホームページ上に「情報公開」メニューを設置し、情報の得やすさや視覚的なわかりやすさに配慮している点が評価できる。長所3について、外部評価委員会、教学に関する懇話会及び西南学院大学との相互評価など、様々な視点から点検・評価を行い、その結果を取組みに反映させている点が高く評価できる。
- ・ 課題1について、学部・研究科等における教育のPDCAサイクルを機能させる取組みの検証について、3つの分科会を設置して対応を検討しているとのことであったため、是非実行していただきたい。課題2について、既存の内部質保証体系の枠組みでは継続的な改善に資するPDCAサイクルが機能しにくい場面があることを認識し、体制の見直しを含めた規程改正等を検討しているとの記載があったため、是非実行して、成果を上げられることを期待したい。課題2は長所にもなり得る部分であるため、是非先進的な事例として前に進めていただきたい。

#### 【東北学院大学担当者による評価結果を受けての所感】

中沢副学長

- ・ 長所1として取り上げていただいた教学に関する懇話会への学生代表の参加は、ざっくりばらんな学生の意見を聞きたいという思いから始めた取組みである。長所2の「数字で見る東北学院大学」ページ等における工夫についても、評価していただき、有難く感じている。長所3の外部評価として様々な評価方法を取り入れている点については、高く評価いただき有難く思う一方で、本来であれば学内でももう少し活発に行わなければならないところを外部評価に頼っているという見方もできるため、その点心に留めておきたい。
- ・ 課題について、PDCAサイクルがあまり機能していないと感じている理由は2つある。1つ目の理由として、本学では自己点検・評価の実施頻度を3年に一度としており、教員の意識が薄れた頃に次の自己点検・評価を行うことになる点が挙げられる。2つ目の理由として、学部及び大学院全体を点検・評価するとなると、所帯が大きすぎて纏めきれない部分があると感じている。このように、PDCAサイクルを活発に運用して改善に取り組むというところまではまだ至っていないと感じている。内部質保証システムが出来上がれば、改善活動も次第に落ち着いてくるはずであるため、システムが適切に機能して、部分的な改善が生じるくらいの状態を目指したい。
- ・ PDCAサイクルがあまり機能していないことを自覚して新しい体制を模索しているという本学の現状を、内部質保証体制の機能の見直し・改善を行っているという観点から評価していただき、有難いが、自分達ができていない点を反省して改善しようとしたら評価されるというのは、複雑な思いである。いずれにしても、全学の点検・評価委員会は所帯が大きいため、3つの分科会に分けて取り纏めを行いたいと考えている。特に、大学院に関しては、時勢に合わせてより一層の点検・評価ができる仕組みを構築して参りたい。規程改正等の必要性もあるため、可能な限り早く改善に着手したいと考えている。

齋藤学長室政策支援 IR 課課長補佐

- ・ 本学では、西南学院大学との相互評価以外にも教学に関する懇話会や外部評価を実施しているが、同じ高等教育機関から得られる視座には鋭い部分があり、これまでの相互評価を通じて、自分達では気づけなかった特色や強み、課題に気づかされ、多くの事を学ばせていただい

た。このような取組みをもとに、PDCA サイクルをより一層機能させ、内部質保証システムの構築と運用を教育にどのように還元していくか、大学の管理運営を今後どのように行っていくかについて、考えることが重要であると感じている。

- ・ 今回の相互評価で長所として評価いただいた教学に関する懇話会への学生の参画は、元々補助金をきっかけに始めた取組みだったが、実際に運用してみると、学生の意見から教職員が考えさせられる部分も多々あり、非常に有益な機会となっている。この経験から、補助金を活用して内部質保証に生かしていくことも大切であると改めて感じた。
- ・ 本学のこれからの課題として、PDCA サイクルが PDPD サイクルにならないように、Check をしっかりと行うとともに、Do と Action を明確に分けることを目指して参りたい。また、学内の暗黙知で終わっている部分を、形式知化できるように、知識創造にも取り組んで参りたい。

### 3 西南学院大学の評価結果についての講評及び評価結果を受けての所感

東北学院大学の井出文学部准教授、中沢副学長、山口工学部教授より、以下のとおり、評価結果について講評が述べられた後、西南学院大学の石森副学長、永野総合企画部企画課課長より、評価結果を受けての所感が述べられた。

#### 【東北学院大学評価委員による評価結果についての講評】

井出文学部准教授

- ・ 点検・評価項目①について、内部質保証のための全学的な方針及び手続きは大学ホームページに明示されており、誰でも簡単にアクセスできる状態となっていることを確認した。内部質保証の手続きについては、内部質保証推進委員会、全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会を設置し、その下に各学部・各研究科・各部局の個別点検評価委員会を設置しており、わかりやすい体制になっていると感じた。その一方で、教学マネジメント委員会と基本問題点検評価委員会の所管事項に曖昧さがあることや、個別点検評価委員会の構成メンバーである各教職員の理解不足が見られることを、課題として挙げた。
- ・ 点検・評価項目②について、内部質保証推進委員会を中心とした各組織の連携の中で、自己点検・評価から改善に至るまでの一連のプロセスが構築されており、所管の責任の所在の明確化に力を入れていることが窺えた。その一方で、点検・評価体制が各学部・各研究科・各部局、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会による三重チェックになっていることの業務負担、PDCA サイクルの各工程を担う組織の明確化、内部質保証推進委員会のメンバーへの外部からの招聘の可能性の有無の三点を、課題として挙げた。
- ・ 点検・評価項目③について、2023 年度運用開始予定のものも含め、大学及び大学院の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の 3 つの方針が、建学の精神及び使命、大学・研究科の目的に沿った形で、相互に関連しながら一体的に策定されていることが確認できた。

中沢副学長

- ・ 点検・評価項目③については、今野法人事務局企画課課長が評価を行ったが、本日は欠席のため、代わりに講評を述べる。
- ・ 点検・評価項目③の内部質保証推進体制について、内部質保証推進委員会、全学点検評価委員会、

教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、各学部・各研究科・各部署の個別点検評価委員会によって、PDCA サイクルを構成していることが理解できた。各委員会の所管事項の曖昧さが一部問題となっているが、この点については今後改善を予定しており、全体的には、有効な体制作りができていていると評価した。また、改善指示の示し方について、内部質保証推進委員会が改善方針の立案と提言を行い、提言にもとづき、全学点検評価委員会が各学部・各研究科・各部署に「助言・指摘」「改善指示」を示していることを確認した。なお、点検・評価における客観性及び妥当性の確保のための取組みとして、西南学院大学では大学基準協会による認証評価及び東北学院大学との相互評価のみを挙げているが、さらなる外部的な評価体制の構築を検討いただきたい。以上のとおり、内部質保証推進体制及びシステムは出来上がっていると評価できるため、今後は、その客観性及び妥当性の確保について検討を行っていただきたい。

#### 山口工学部教授

- ・ 点検・評価項目④について、教育研究基本情報として教育研究活動及び大学に関する各種情報を公開し、自己点検・評価結果についてもホームページにて公開するとともに、次年度以降の自己点検・評価の際に検討結果を記述していることが確認できた。その他、財務情報等の必要な情報については「情報公開」のページに概ね集約し、トップページからアクセスしやすい状況になっているため、社会に対しての説明責任を果たしていると評価した。ただし、個々の教員の教育活動・研究活動に関する情報について、記述が少なかったり、定期的に更新されていないのではないかとと思われるページがあったりする点は、課題だと考える。東北学院大学では、教員は毎年「教育業務活動報告書」を毎年作成の上、公表している。西南学院大学でも東北学院大学のような取組みを参考にさせていただくか、ホームページでの公開方法を検討いただけると、個々の教員のアピールにも繋がるのではないかと考える。
- ・ 点検・評価項目⑤について、個別点検評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会が、全学的な視点から点検・評価を行っており、学内の質保証システムとして内部質保証推進委員会、学外の質保証システムとして大学基準協会による認証評価及び東北学院大学との相互評価を位置付け、これらのシステムが機能していることが確認できた。ただし、学外の質保証システムとして、卒業生や大学後援会等の構成員など、大学の伝統及び社会が求める西南学院大学の立ち位置を理解している方などで外部評価委員会を組織することを検討いただきたい。その他、内部質保証システムを点検する仕組みには当たらないが、FD 推進委員会の下に設置された授業評価検討委員会に学生が参画していることには驚きを覚え、高く評価した。このような取組みには、内部の質に対する学生の満足度を測り改善するための直接的な評価方法としての機能も期待できる。

#### 中沢副学長

- ・ 長所 1 について、「自己点検・評価実施要領」を策定して、内部質保証体制図等を教職員に明示し、教職員に内部質保証体制及び内部質保証システムの理解を促す啓発活動を行っている点を評価した。長所 2 について、各学部・各研究科・各部署による諸活動を改善・向上していくための体制及び手続きが明確化されている点を評価した。長所 3 については、山口工学部教授が述べたとおり、授業評価検討委員会の委員に学生を加えている点を長所として挙げた。
- ・ 課題 1 について、西南学院大学の点検・評価体制においては、各学部・各研究科・各部署、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会の三重チェックになって



おり、業務負担が課題となっていないか懸念される。課題2について、外部評価に関する取組みとして、学外者の意見を聴取することを検討いただきたい。

#### 【西南学院大学担当者による評価結果を受けての所感】

石森副学長

- ・ 点検・評価報告書に記載していた課題のうち、基本問題点検評価委員会及び教学マネジメント委員会の所管事項の重複については、現在調整を進めているところである。また、認証評価及び自己点検・評価に対する教職員の理解不足への対策として、2022年度は、自己点検・評価シート作成の際に各学部・研究科にインタビューを実施し、参加者の理解を促すきっかけを作った。今後も、全教職員向け説明会を開催する等して、教職員の理解不足の克服に努めて参りたい。
- ・ 課題1の三重チェックについて、何のために自己点検・評価を行うのかという原点に立って考えた際に、各学部・各研究科・各部局による改善が非常に重要であり、現場に近い各学部等もまた、自律的かつ主体的にPDCAサイクルを運用していく必要があると考える。そこに客観的及び全学的な視点を加え、改善を外から推し進めていくために全学点検評価委員会を設置しているが、全学点検評価委員会は非常に大きな組織であり、各学部等とのきめ細かなやりとりが難しいため、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会を潤滑油として間に設置している。内部質保証推進委員会は、これらの動きを活発化させるために、全学点検評価委員会に働きかけを行う。このような意図で、本学の内部質保証推進体制は構築されているが、自己点検・評価活動における負担の軽減に向けて、今後も継続的に見直しを行って参りたい。課題2の外部評価について、卒業生を中心とした外部の方々から意見を頂く組織を以前は作っていた。また、現在は閉鎖してしまっただが、かつて法科大学院において外部評価制度を導入し、非常に有効な知見を頂いていたため、個人的には、外部評価の導入について是非検討したいと考えている。併せて、内部質保証推進委員会のメンバーの外部登用についても検討を行いたい。
- ・ ご指摘頂いた教員情報について、1年間の研究活動を毎年6月に冊子に纏めて学内で共有している。教育活動及び研究活動の公開方法について、今後検討したい。

永野総合企画部企画課課長

- ・ 長所1について、「自己点検・評価実施要領」は自己点検・評価を担当する教職員にしか配付しておらず、自己点検・評価について全教職員が理解している状態にはまだ至っていない。一部の教職員だけが理解しているという状況下では、質保証は不十分であると考えため、自己点検・評価の必要性や有用性について、教職員の理解をさらに深められるよう取り組んで参りたい。長所2について、内部質保証のPDCAサイクルを実態として運用できているところもあるが、所管事項の重なりといった課題もあるため、内部質保証推進組織をシステムとして捉え、各組織の権限や役割の見直しを行って参りたい。長所3について、授業評価検討委員会の委員に学生を加えているという点については、授業の質向上に繋がる取組みであると感じていたところだが、今回の相互評価において学外の視点からも長所として評価いただき、改めて良い取組みであると認識することができた。今回、長所として提言いただいた内容については、改めて長所として認識するとともに、さらなる改善に向けて取り組んで参りたい。

#### 4 意見交換

相互評価全般に関して意見交換が行われた。挙げられた意見は、以下のとおり。

※以下、敬称略。

- ・ 東北学院大学の「内部質保証に関する基本方針」において、特に「③内部質保証の中核となるのは、教育の質保証であること」及び「⑤教育の内部質保証では、教育成果が重視されなければならないこと」を明確に謳っている点を素晴らしいと感じている。「内部質保証に関する基本方針」に対する学内の教職員の理解度及び浸透度、浸透させるための方策について伺いたい。(西南学院大学：平山)
  - ・ 「内部質保証に関する基本方針」は全教職員に公開しているが、すべての教職員が関心を持ってきているわけではない。内部質保証サイクル及び内部質保証体制に対する教職員の理解を促すための方策として、啓発活動のためのガイドブック等を作成し、教職員に繰り返し周知する体制を作りたいと考えている。(東北学院大学：中沢)
  - ・ 「内部質保証に関する基本方針」は2014年に作成したものであり、第二期認証評価期間中は教職員に浸透していた。しかしながら、第三期認証評価期間になり、学部長や執行部のメンバーが変わったことで教職員の理解が薄れ、意識面にまだ課題が残されている。(東北学院大学：齋藤)
- ・ 個人的な感触かもしれないが、西南学院大学においては、具体的な改善・改革を起こす際、それを実行する人の熱量や努力に依存している部分があると感じている。本来であれば、実行者が誰でも、大学の内部質保証システムに則って改善・改革を進めることができるはずである。このような課題に対し、東北学院大学ではどのような取組みをされているか、ご教示いただきたい。(西南学院大学：伊藤)
  - ・ 長期的な人材育成や配置については、東北学院大学でも絶えず課題となっている。学長や副学長、学部長、内部質保証に関して言えば自分自身の熱量が必要であり、内部質保証システムとして考えると、綱渡りをしている部分もある。大学の評価委員を経験することで内部質保証に詳しくなれるため、そのような経験値を高めることで改善・改革を進め、将来に繋げていくしかないと考えている。(東北学院大学：中沢)
- ・ 西南学院大学の内部質保証推進体制図について、他大学においては、PDCAサイクルが回っている様子を表す体制図を用いていることが多いため、現行の体制図に加えて、PDCAサイクルが回っている様子を表せる体制図を作った方が良いかもしれない。(東北学院大学：中沢)
  - ・ 内部質保証推進体制図については、以前から議論を重ねているが、委員会内の意見がなかなか一致していない。さらなる改善に向けて、検討を行いたい。(西南学院大学：石森)

#### 5 閉会挨拶

最後に、西南学院大学の永野総合企画部企画課課長より、「改めて、2022年度相互評価実施における多大なるご協力に感謝申し上げます。今後、事務局にて、評価結果を報告書として取り纏め、両大学において公表の準備を進めていく。また、年度内には、両大学の執行部による総括を実施することを予定している。今後とも、相互評価にご協力いただくようお願い申し上げます。」旨、述べられた。

以上

## 5-2. 両大学執行部・評価委員による振りかえり

日 時： 2023年2月16日（木）11：30～12：30

開催方法： ZOOM（オンライン開催）

出席者：

東北学院大学

学長	大西 晴樹
副学長(総務担当)	村野井 仁
副学長(学務担当)	千葉 昭彦
副学長(点検・評価担当)	中沢 正利
学長室 室長	倉田 洋
法人事務局企画課 課長	今野 陽夫
学長室政策支援 IR 課 課長	阿部 文智
学長室政策支援 IR 課 課長補佐	齋藤 涉
学長室政策支援 IR 課 係長	武蔵 幸子

西南学院大学

学長	今井 尚生
副学長(教育・研究担当)	北垣 徹
副学長(総務担当)	石森 久広
大学事務長	三苫 正淳
総合企画部 部長	立石 肇
学術支援部 事務部長	平山 崇
総合企画部企画課 課長	永野 健一郎
総合企画部企画課 副課長	中山 英人
総合企画部企画課 課員	植村 麻美

### ◆ 主旨および進行方法説明

はじめに、東北学院大学の齋藤学長室政策支援 IR 課課長補佐より、以下のとおり、本年度の相互評価の経緯と本日の主旨について説明がなされた。

本年度の相互評価は「大学基準2：内部質保証」をテーマとして、5つの点検評価項目に沿って実施された。昨年4月以降、両大学にて点検評価活動を行い、その内容を取りまとめた点検評価報告書を作成し、8月末に相互に交換した。その後、9月から10月にかけて書面での質疑応答を行い、10月19日にオンラインで質疑応答ヒアリングを行った。これらの質疑を踏まえ、両大学の相互評価委員が評価結果を執筆し、11月末に相互に交換した。その後、12月6日には担当者レベルでの総括を行い、評価結果の講評と意見交換を行った。

本日は、両大学の執行部の皆様にご参加いただき、改めて評価結果について、それぞれの評価委員代表者から講評をいただくとともに、相互評価をはじめとした両大学の連携について、意見交換などをする機会として設定している。以降、事前に共有しているプログラムに沿って進行する。

## 1 開会挨拶

東北学院大学の大西学長より、「私たちの相互評価も3年目を迎えた。1年目は『ボランティア』、2年目は『学習成果』、3年目の今回は『内部質保証』についてと次第にパワーアップしてきている。お互いアセスメントテストのGPS-Academicを導入し揃えて進んで行こうという姿勢である。実り多きものが相互評価の中で生まれることを期待している。東北学院大学の『東北』、西南学院大学の『西南』の4つ合わせて『東西南北』という。これは冷戦の「東西」でも格差の「南北」でもなく、キリスト教学校として和解のシンボルとなるような組み合わせである。どうかよろしく願い申し上げる。」と開会の挨拶が述べられた。

## 2 出席者紹介

西南学院大学の永野総合企画部企画課課長より西南学院大学の出席者の紹介が行われた。続いて東北学院大学の齋藤学長室政策支援IR課課長補佐より東北学院大学の出席者の紹介が行われた。

## 3 講評(西南学院大学から東北学院大学)

西南学院大学の平山学術支援部事務部長より、評価結果の講評として以下のとおり述べられた。

【西南学院大学】平山学術支援部事務部長

(講評)

東北学院大学においては内部質保証のための全学的な方針として「内部質保証に関する基本方針」を定め、FDやSD活動等で学内に周知すると共に、学外にはホームページなどで公表している。内部質保証体制については「東北学院大学内部質保証体制及び手続きに関する規程」に基づき東北学院大学内部質保証委員会、東北学院大学点検・評価委員会、東北学院大学教学改革推進委員会、東北学院大学5者会議を設置している。また、内部質保証体制の向上のため、東北学院大学インスティテューショナル・リサーチ委員会を設置し、情報収集や分析結果の報告を通じて各組織の意思決定への支援、また学長に対する提言を行っている。この提言に基づいて学長は東北学院大学教学改革推進委員会等の審議機関に改善の実施を促している。「東北学院大学内部質保証体制及び手続きに関する規程」に定める方針や手続きに従って、原則として3年に1回の頻度で内部質保証活動を実施し、報告書として取りまとめている。学部、研究科に関しては、各々内規によって設置されている、学部と研究科の点検・評価委員会で実施している各教育プログラムの有効性についての検証も行われている。

これらの自己点検・評価に関する活動内容は関係規程と共にホームページで公開されている。また、法令で定められている情報やTGU FACTBOOKに掲載されている過去10年分の各種データの推移も大学ホームページに掲載されている。内部質保証委員会が規程に基づいて、点検・評価の改正や方法等の適切性、有効性を点検・評価し、その結果を学長に報告している。同時に内部質保証システムの改善を審議し学長に提言している。現時点では既存の内部質保証体系の枠組みでは継続的な改善に資する、PDCAサイクルが機能しにくい場面があることを認識しており、今後体制の見直しとして規程の改正等を検討する予定としていることを確認している。

これらのことから内部質保証システムは適切に機能していると判断している。今後は組織、制度、規程の改善をすすめ、一層の改善向上を期待している。

#### 4 講評(東北学院大学から西南学院大学)

東北学院大学の今野法人事務局企画課課長より、評価結果の講評として以下のとおり述べられた。

【東北学院大学】今野法人事務局企画課課長

(講評)

今年度の相互評価のテーマについては公益財団法人大学基準協会の定める大学基準 2「内部質保証」であった。5項目の各評価項目について講評する。

点検・評価項目①「内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。」について、2019年度に「内部質保証の方針」を定め、その手続きについては「西南学院大学内部質保証推進体制及び手続きに関する規程」を定め、関係諸規程を含めて大学ホームページに掲載されていることを確認した。

点検・評価項目②「内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。」の組織体制については、内部質保証に責任を持つ組織として 2020 年度に内部質保証推進委員会を管理主体として位置づけた。全学における自己点検・評価に責任を負う組織としては全学点検評価委員会を設置している。また全学点検評価委員会の下には教学マネジメント委員会と基本問題点検評価委員会があり、さらにその下に各学部、研究科、部局が所管する点検評価委員会があるという組織構造を確認した。ここで、長所 1 点と課題 2 点に触れさせていただきたい。長所については、西南学院大学においては毎年「自己点検・評価実施要領」を策定し PDCA サイクルの運用プロセスを具体的に定め、教職員に明示している。これは内部質保証体制について教職員に対する啓発活動の一環として評価できる。また内部質保証推進委員会を中心に全学で 1 年の取り組みを着実に実施している点については教学組織および事務組織の諸活動改善向上に繋がっており評価できる。課題については、②の点検・評価体制において全学点検評価委員会とその下にある教学マネジメント委員会、基本問題点検評価委員会、各学部、研究科、部局の連携において、評価体制の両面において 3 重チェックとなっている課題があるのではないかと。この 2 つの委員会については、全学点検評価委員会とそれぞれの現場である各学部、研究科の点検評価委員会の間に立つ潤滑油的な役割という意図を担当者ヒアリングの際に説明いただいたが、本学の評価委員の見解として組織の体制と業務上の負荷という点で課題として挙げさせていただいた。

次に点検・評価項目③「方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。」について、内部質保証システムが西南学院大学に有効に機能した事例として大学院の収容定員の見直しの事例を確認した。2021 年度に内部質保証推進委員会が改善要望を出し、2023 年度から改善の実質化が図られることを確認している。

点検・評価項目④「教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。」については、関係する情報について西南学院大学のホームページに掲載されており、広く社会に対して説明責任を果たしていることを確認した。

点検・評価項目⑤「内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」については課題を 1 点挙げさせていただきたい。内部質保証推進委員会の構成員は主に学内委員を中心に構成しており、内部質保証推進委員会と東北学院大学との相互評価が PDCA サイクルの一部に組み込まれている。それだけでは内部質保証を点検・評価するにあたっては客観的な評価が不足しているのではないかと。この点を課題として挙げさせていただいた。この部分について、例えば卒業生や地域の関係者、経済界、

教育機関などの学外者による外部的な評価体制を導入されてはいかがかと提案をさせていただいた。

最後に、内部質保証を点検する仕組みというわけではないが、一点長所として触れさせていただく。西南学院大学の FD 推進委員会の下に設置された、授業評価検討委員会においては教員と事務職員に加えて、学生を評価委員に加えている。この点は本学から見ると新しい取り組みに見え、評価できる。この学生を取り込んだ仕組みについては、学生自身が求める大学の質保証に対しての満足度を測るということと、且つ改善していく直接的な評価法として機能していくことが期待できる。

## 5 2023 年度以降の相互評価について

東北学院大学の齋藤学長室政策支援 IR 課課長補佐より、2023 年度以降の相互評価について以下のとおり説明がなされた。

2023 年度の相互評価については、両大学とも認証評価受審の前年度であり、大学基準協会へ提出する点検評価報告書の作成年度であることから、従来の形式での相互評価は行わないこととしている。しかしながら、本年度、両大学の事務局間で協議を行い、2023 年度も、執行部レベルで両大学が情報交換を複数回実施し、過去 3 回の相互評価を振り返り、相互に指摘した事項の改善状況の確認に努めていきたいと考えている。また担当者レベルでは認証評価受審に向けた進捗状況や課題について、緊密に情報交換を行っていきたくと考えている。時期、内容等の詳細については継続的に協議をしていく。加えて 2024 年度以降の活動についても、両大学の事務局間で合わせて協議をしていき、認証評価機関の第 4 期への移行をスムーズに行えるようにしていく。

## 6 相互評価全般に関する意見交換

※以下、敬称略。

- 12 月からの就任となり、まだまだ勉強不足の面がある。東北学院大学からの評価を見て、自分の大学だけでは気付かないところをご指摘いただいたと思う。お聞かせいただきたいのは産官の分野で評価していただく構成員を求めていく時に、東北学院大学の場合、一番有益な評価をいただけたのはどのような方か、あるいはそのような方々をどのように探しているのか。具体的なことになるがお知恵をいただきたい。(西南学院大学 今井)
- 外部評価委員会の構成員は産官学の学にあたる大学や高校関係の方々、産業界は大学の OB の方を中心に大学に意見を言っていたりするような方々をお願いしている。官については、県や市の教育関係の方々をお願いをして参加していただいている。大学の実際の運営についてはわからないことも多いと思うがこちらから説明をさせていただき、それに対して様々な立場からご意見をいただいている。(東北学院大学 中沢)
- 県や市の教育関係者はやはり OB などを伝手として探しているのか。別ルートで探しているのか。(西南学院大学 今井)
- もちろん OB がいればその伝手という形もあるが、特に OB にこだわってはいない。(東北学院大学 中沢)
- 私も東北学院大学に来て 5 年目に入ろうとしている。東北学院大学の特色としては、組織的な対応を準備してきた歴史がある。自分もその前は西南学院の理事をしていたことがあるので西南学院大学のことも多少はわかる。今、急速に大学の DX 化によって、あらゆることがデータで評価されなけ

ればならない時代を迎えている。急速に各大学が点検・評価の整備を行っている。東北学院大学も組織が先行していて実態はまだ伴っていない部分がある。そういったところもお互いに理解しながら、進めていけば良いだろう。今、今井学長が言われた地域との関わりという意味では西南学院大学も地元貢献しており、歴史の長い大学なので多くの人脈が得られるであろう。また逆にOBではない人たちからの意見をj得ることで大学の発展に繋がっていくこともある。参考にさせていただければと思う。(東北学院大学 大西)

- 今井学長の質問に関連するが、西南学院大学の内部質保証で欠けているのは外部からの視点と、インスティテューショナル・リサーチ(IR)の情報を内部評価に役立てることがまだ十分に出来ていない。その点で東北学院大学の方が先進的な取り組みをされていると聞いている。インスティテューショナル・リサーチの制度的なものを導入されたのも早く、またそれを内部質保証の一環としてインスティテューショナル・リサーチ委員会を設置されて内部質保証の体制に組み込まれている。具体的にどのような情報収集をして、改善に繋がったかという事例があればお聞きしたい。(西南学院大学 北垣)
- 直近でIRの情報を活用した例として、学生のGPAの分析結果がある。概略を政策支援IR課の齋藤から説明する。(東北学院大学 中沢)
- 今IRで行っているのは入試の区分別のGPAの推移の作成である。これはGPAを導入した2016年からの卒業生、在校生のそれぞれの入試区分別のGPA推移を見ている。その中で、下位25%の高等教育修学支援の警告をする学生の割合が多い指定校の推薦高校のリストを、今後の指定校を各学科が指定する時の役に立つような資料として現在作成中である。もう一点は、本院の併設高校である東北学院高等学校と東北学院榴ヶ岡高等学校の内部推薦の生徒がGPS-Academicを高校の時から受検するようにしており、高校から大学に入ってどのように推移しているのかというところを見ている。さらに現在、就職キャリア支援課と連携し、どういったところに就職していくのか、併設高校については入学前から入学後まで分析を行い、特色を見つけ、入学前教育で必要なことを考えているところである。

直近で改善へつなげた事例としては、新型コロナウイルス感染症が広まった2020年度にIRで学生調査を数回行い、オンライン授業で学生にとって不安に思うこと、授業の効果がどのようなところに出ているのかというところを分析し、速やかに学長に報告した。学長が改善の指示を出すことで2020年度後期から授業の改善が出来たことで、学生の満足度が上がった。

出来る限り入学前の情報から卒業までのアンケート、学生調査や卒業生調査を細かく行うことでそれらを繋げ、学生の傾向、学生の成長要因を出していけるように整備をしている途中である。またIRに関しては今後、西南学院大学と共同IRの締結を行わせていただく予定であるが、現在は本学のIR担当者と貴学のIR担当者間でtableauというBIツールの使用方法についての研修会と一緒に受講し、同レベルで作成できるように勉強している。(東北学院大学 齋藤)

- IRでは様々なデータを持っているので更にそれを活用、分析し、それに基づいて施策の立案に役立ってたい。(東北学院大学 中沢)
- 入学前から卒業後まで進路も含め長い時間軸で学生の動向を追っていくという姿勢に感銘を受けた。(西南学院大学 北垣)
- 西南学院大学では学生アンケートの評価・分析をする委員会に学生の委員が参加しており、それが長所になっているが、その学生をどのように選んでいるのかお聞きしたい。(東北学院大学 中沢)

- 授業評価検討委員会というのは今このタイミングで制度が変わったところである。学生・教職員 FD 推進委員会に名称を変更する予定だが、教務部長と各学部の学生代表からなる会議体である。学生を選ぶ基準は各学部に委ねられており、学部長が推薦する制度になっている。ある学部は学生代表、例えば商学部はゼミの連合組織がありその組織の代表が授業評価検討委員会の委員になることもある。また少人数の神学部では学生のことをかなり教員が把握しているので、学部長が信頼できる学生にお願いしている。学部長が何人かの教員に聞いて推薦して選ばれることが多いと思う。明確な基準は決まっていないが、これまでの経歴、成績、授業態度、課外活動などの観点で総合的に判断して選んでいる。選ばれる学生は3年生以上になることが多くなる。本来であれば初年次の教育については初年次の学生に聞くべきだと思うので、そこは工夫が必要だと感じている。(西南学院大学 北垣)
- 総数としては何人くらいか。(東北学院大学 中沢)
- 各学部から1名ずつの選出しているため学部の数となり7名である。前期、後期2回行っており、延べ人数は1年で14名となる。(西南学院大学 北垣)
- その他にも両大学の協働に係る事項や相互評価に関するご意見をいただきたい。因みに今年度はGPS-Academic を活用し、両大学でエントリーシートを書く講座を同時に開催した。ベネッセ i-キャリアに講師を依頼し、就職キャリア支援課とも連携して両大学の学生がグループディスカッションを行う機会を2回設けた。今後とも様々な形で大学の連携を進めたいと思うが、他にアイデアや期待することがあればご意見をいただきたい。(東北学院大学 齋藤)
- 内部質保証に関することになるが、基準2の「内部質保証」については両大学とも、ある程度、形が整ってきていると考えている。他の例えば基準4「学習成果」の点検・評価項目③「教育課程の編成について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。」について、本学では基準4に関してもある程度整えてきたが、特に全学内部質保証推進組織と教育課程、学習成果の関わりについてはほとんど手が付いておらず、未整備な状況となっている。東北学院大学では、どのように全学内部質保証推進組織と教育課程、学習成果は関与しているのか、以前確認したところでは、貴学でもそこはまだ難しい状況だという話だったと記憶しているが、その後の進捗状況はいかがかお聞きしたい。(西南学院大学 平山)
- まだ十分には組織されていないが、全学教育機構を設置し、そこで学部長や学部関係の教員によって、全体的なカリキュラム、とりわけ非専門科目のカリキュラムのあり方や、全学的なカリキュラムの整合性に関しての申し合わせ等を行いながら、カリキュラム作成を行っている。以前は教養教育の中に各学部の専門基礎が入っていたが、先日の話し合いの中では、基礎科目に専門基礎は入れないことや、教養系と言っても多種多様な科目が乱立しているわけではなく、専門教育のベースになるようなカリキュラムとなるよう、カリキュラムの改正をした。この春から始動することにより、実施をする中で不都合や当初の方針と違うところが出てくると思うので、内部質保証としては、4月から全学教育機構を通じてどのように実現していくかが問われていると思う。まだまだだと言うが制度的には整えたところである。(東北学院大学 千葉)
- これらの項目の捉え方について、各大学から話を聞くが捉え方がまちまちなところがある。一方で文部科学省が発しているメッセージや教学マネジメント指針では大学としてどのように教育課程や学習成果を捉えるのかと発信している。これからは是非情報交換をさせていただき、お互いに良い方策が見つかれば共有させていただきたい。(西南学院大学 平山)



- 全学教育機構は組織体としては非常に大きいものであり、多くの先生方が入るので、今言われたようなことを少し専門的に検討し全学教育機構で提案をする組織となる「高等教育開発室」をこの春から組織し動かしていくことになっている。その辺りの進捗情報についても情報交換できれば有難いと考えている。(東北学院大学 千葉)
- 今の点について補足をさせていただくと、両大学ともに e-ポートフォリオを導入する。西南学院大学も導入されるが、東北学院大学も「TG-folio」を今の 3 年生から試行版で導入する。2023 年度入学生からは自分の学修成果を積み重ねて、それを実感できるように設計している。e-ポートフォリオの運用方法やそれを活用した IR についても今後情報交換していければと担当者間では話をしている。(東北学院大学 齋藤)
- 本学の千葉副学長からお伝えしたことは非常に重要なことであった。教養教育については、これまで教養学部があったので全学共通科目は教養学部が管轄する形になっていたが、実は新しい教養教育科目はそれ以外のところで始まっていた。それを全学のものにしようということで教養学部を発展改組し学部を作り、また全学に横串を刺すという意味で、教養教育センター、高等教育開発室、全学教育機構が出来た。文部科学省も大学全体で考えるように言ってきており、これは非常に大きな改革であり、大きな力になると考えている。千葉副学長は今年度で副学長としての満期を迎えるが、そのことについて大変尽力してくれた。どのような成果が出てくるか、私も楽しみである。(東北学院大学 大西)
- 外部評価の件で伺いたい。今回の相互評価の際に外部評価について指摘をいただいた。本学でも外部評価を導入できないかということで、ご指摘をいただいた時期から担当部門で検討を進めている。その際に話題になったのが貴学では 2010 年度から外部評価委員会、また 2016 年度から教学に関する懇話会と 2 つ導入されている。目的の違い、運営面での違いについて教授いただきたい。(西南学院大学 永野)
- 外部評価委員会は公式の、例えば大学基準からある基準を選ぶなどテーマを決めて、それについて様々な意見を聞いて外部評価報告書にまとめており、非常にフォーマルな形の運営をしている。一方、教学に関する懇話会には学生も参加し、ざっくばらんな広い意見をもらう。教学上の三つの方針に焦点を絞り、外からどのように見えているのか、学生はそれを理解しているかなど、内容を確認するような事も含めて意見をいただいている。(東北学院大学 中沢)
- 本学でも導入の際に参考にさせていただく。(西南学院大学 永野)
- 補足だが、外部評価委員は任期を 3 年で 1 期としている。教学に関する懇話会については 1 年ごとに委員を変えている。そういうところにも違いがある。(東北学院大学 齋藤)

## 7 閉会挨拶

西南学院大学の今井学長より「本日はお忙しい中、WEB ではあるがお集まりいただき感謝申し上げます。我が西南学院大学は 1916 年の創立だが、創立当初名前をどうしようかと考えた時に関東学院、関西学院、そして仙台には東北学院がある。では九州に西南学院という学院を立てて、日本中をくまなくキリスト教主義の教育を浸透させようという心意気と感慨を持って西南学院という名前を付けたと聞いている。北と南であるが今後とも良いパートナーとして手を取り合っていけたらと考えている。よろしくお願ひしたい。」と閉会の挨拶が述べられた。

また、東北学院大学の齋藤学長室政策支援 IR 課課長補佐より、本日のお礼と、今後事務局にて本日の記録を含めた相互評価実施報告書を取りまとめ、両大学のホームページにて公表を行う準備を進めていく旨、説明があった。

最後に西南学院大学の永野総合企画部企画課課長より、本日のお礼と、3月24日の共同 IR の調印式についてもよろしくお願ひしたい旨、話があった。

以上

### 5-3. イベント開催記録 (2018年度～2022年度)

	イベント	日付	場所
1	第1回打合せ	2018年7月19日	東北学院 (仙台)
2	第2回打合せ	2018年8月21日	西南学院 (福岡)
3	第3回打合せ	2018年10月1日	東北学院 (仙台)
4	第4回打合せ	2018年11月9日	東北学院 (仙台)
5	相互評価協定締結式	2018年11月30日	西南学院 (福岡)
6	第5回打合せ	2019年2月15日	東北学院 (仙台)
7	第6回打合せ	2019年3月7日	西南学院 (福岡)
8	第7回打合せ	2019年7月18日	西南学院 (福岡)
9	第8回打合せ	2019年8月1日	東北学院 (仙台)
10	第9回打合せ	2019年12月13日	東北学院 (仙台)
11	第10回打合せ	2020年3月30日	東北学院 (仙台)
12	第11回打合せ	2020年6月18日	ZOOM
13	第12回打合せ	2020年8月6日	ZOOM
14	第13回打合せ	2020年9月10日	ZOOM
15	第14回打合せ	2020年11月10日	ZOOM
16	両大学ボランティア所管部署による振りかえり	2020年12月11日	ZOOM
17	両大学執行部による振りかえり	2021年3月5日	ZOOM
18	第15回打合せ	2021年3月26日	西南学院 (福岡)
19	第16回打合せ	2021年5月18日	ZOOM
20	第17回打合せ	2021年6月29日	ZOOM
21	質疑応答ヒアリング	2021年11月4日	ZOOM
22	第18回打合せ	2021年11月12日	西南学院 (福岡)
23	担当者による総括	2022年1月7日	ZOOM
24	第19回打合せ	2022年1月21日	ZOOM
25	大学執行部による総括	2022年3月4日	ZOOM
26	第20回打合せ	2022年7月5日	ZOOM
27	第21回打合せ	2022年8月31日	西南学院 (福岡)
28	質疑応答ヒアリング	2022年10月19日	ZOOM
29	担当者による総括	2022年12月6日	ZOOM
30	第22回打合せ	2023年1月25日	ZOOM
31	大学執行部による総括	2023年2月16日	ZOOM
32	第23回打合せ	2023年3月14日	西南学院 (福岡)

#### 【事務局】

東北学院大学 学長室政策支援 IR 課

西南学院大学 総合企画部企画課

## 6. あとがき

2022 年度（第 3 回）相互評価を終えて

西南学院大学

学長 今井 尚生

2018 年 11 月 30 日に締結した相互評価に関する協定に基づいて実施を重ねてきた相互評価も、今年で 3 回目を迎えました。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中ではありましたが、オンライン環境を用いながら、滞りなく、また、「両大学における内部質保証の水準の向上、自己点検・評価の客観性の担保」という目的に適う相互評価活動を実施できたことにつきまして、両大学の関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

第 3 回目となる 2022 年度の相互評価は、第 3 期認証評価においても中核とされている「大学基準 2. 内部質保証」をテーマとして、5 つの点検・評価項目に基づき、相互に点検・評価を行いました。両大学とも第 3 期認証評価受審を間近に控えるタイミングで、内部質保証をテーマに相互に点検評価を行えたことは、相互の内部質保証において大きな意味を持つものであると感じております。

東北学院大学の相互評価委員の皆様におかれましては、ご多忙な中、本学が作成した相互評価報告書に対して精緻な点検をいただいたことにつきまして、重ねて御礼申し上げます。本学は、評価の結果、全学点検評価委員会、内部質保証推進委員会を中心とした PDCA サイクルやこれらを運用するための実施要領、授業評価検討委員会における学生の参画について、長所として評価いただきました。自身では中々長所であると判断しづらい内容を、学外の視点から評価頂き、気づきを得ることは、相互評価の意義の一つであると考えています。評価いただきました点につきましては、現状に満足することなく、さらなる最適化、実質化、充実化を進めてまいりたいと思っております。

また一方で、点検・評価体制の構造上の最適化と外部評価の導入を例とした客観性の強化という 2 点について、課題としてご指摘・ご助言を頂戴いたしました。まずはご指摘に感謝するとともに、これらのご指摘を推進力として、東北学院大学や他の大学の先行事例を参考にさせていただきながら、早急に改善を検討してまいりたいと考えております。

相互評価に関する協定に端を発した東北学院大学と西南学院大学の関係は、年を重ねるにつれ、発展を見せています。相互評価をきっかけとして始まった共同 IR の取り組みでは、両大学でのアセスメントテスト合同ガイダンスや IR に関する相互コンサルティングが実施され、この春には、共同 IR に関する協定の締結が実現しました。内部質保証の実質化においては、学修成果の可視化が求められますが、これらは IR 活動の実質化によって実現すると言えます。「相互評価」と「共同 IR」という二つの種はまだ芽を出したばかりですが、両大学がこれからも手を取り合って協働、協力しながら取り組むことで、いつかそれらが両大学の内部質保証を支える大きな二本の樹へと成長することを願っています。

以上

【掲載内容の取り扱いについて（お願い）】

本報告書に関する掲載内容については、転載等の利用は自由としますが、  
利用される場合は引用したことを必ず明記してください。

2022年度（第3回）  
東北学院大学／西南学院大学  
相互評価実施報告書

発行日 : 2023年3月31日  
編集・発行 : 東北学院大学／西南学院大学

問い合わせ先 :

東北学院大学

学長室政策支援 IR 課

〒980-8511 宮城県仙台市青葉区土樋 1 - 3 - 1

TEL 022-264-6545 FAX 022-264-6364

E-mail [tgir@mail.tohoku-gakuin.ac.jp](mailto:tgir@mail.tohoku-gakuin.ac.jp)

西南学院大学

総合企画部企画課

〒814-8511 福岡県福岡市早良区西新 6 - 2 - 9 2

TEL 092-823-3718 FAX 092-823-3227

E-mail [pln@seinan-gu.ac.jp](mailto:pln@seinan-gu.ac.jp)